

平成23年12月八峰町議会定例会会議録（第1日）

平成23年12月20日（火曜日）

議事日程第1号

平成23年12月20日（火曜日）午前10時開会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 議案第93号 八峰町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第5 議案第94号 八峰町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第6 議案第95号 八峰町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第7 議案第96号 八峰町税条例の一部を改正する条例制定について
- 第8 議案第97号 八峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 第9 議案第98号 八峰町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- 第10 議案第99号 八峰町農業集落排水事業受益者分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について
- 第11 議案第100号 八峰町漁業集落排水事業受益者分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について
- 第12 議案第101号 八峰町簡易水道給水条例の一部を改正する条例制定について
- 第13 議案第102号 八峰町公共下水道事業受益者分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について
- 第14 議案第103号 町道路線の廃止及び認定について
- 第15 議案第104号 平成23年度八峰町一般会計補正予算（第9号）
- 第16 議案第105号 平成23年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）

- 第17 議案第106号 平成23年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）
- 第18 議案第107号 平成23年度八峰町営簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 第19 議案第108号 平成23年度八峰町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 第20 議案第109号 平成23年度八峰町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 第21 議案第110号 平成23年度八峰町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 第22 議案第111号 平成23年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第3号）

出席議員（14人）

1番 松岡清悦	2番 見上政子	3番 柴田正高
4番 丸山あつ子	5番 門脇直樹	6番 腰山良悦
7番 皆川鉄也	8番 福司憲友	9番 山本優人
10番 佐藤克實	11番 阿部栄悦	12番 鈴木一彦
13番 芦崎達美	14番 須藤正人	

欠席議員（0人）

説明のため出席した者

町長	加藤和夫	副町長	伊藤進
教育長	千葉良一	総務課長	田村正
会計課長	岡田辰雄	企画財政課長	武田武
町民生活課長	金平公明	福祉保健課長	佐々木充
管財課長	伊勢均	税務課長	小林孝一
生涯学習課長	米森博孝	あきた白神体験センター所長	工藤金悦
産業振興課長	須藤徳雄	農林振興課長	松森尚文
建設課長	田村博	幼児保育課長	加賀谷敏一
農業委員会事務局長	小林慶範	学校給食センター所長	木村学
学校教育課課長補佐	日沼正明		

議会事務局職員出席者

議会事務局長 嶋津宣美 書記 船山厚子

---

午前10時00分開会

○議長（須藤正人君） おはようございます。

これより平成23年12月八峰町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員数は14名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第117条の規定により、11番阿部栄悦君、12番鈴木一彦君、13番芦崎達美君の3名を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

会期等につきましては議会運営委員会に諮問し意見を求めておりますので、その結果を議会運営委員長より報告願います。佐藤議会運営委員長。

○議会運営委員長（佐藤克實君） おはようございます。議会運営委員長の佐藤でございます。

ご報告申し上げます。

当委員会では、去る12月1日及び12日、議長同席のもと、全委員出席し議会運営委員会を開き、11月25日付けで議長から諮問のあった平成23年12月八峰町議会定例会の議事日程等、議会運営に関する事項について協議しました。

その結果、本定例会の会期については本日から22日までの3日間とし、日程等については皆様のお手元にお配りした日割表及び議事日程表のとおり決定しましたので、ご報告いたします。

以上であります。

○議長（須藤正人君） お諮りします。本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり本日から22日までの3日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。従って、今定例会の会期は本日から22日までの3日間に決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

加藤町長より発言を求められておりますので、今議会提出議案の提案と合わせて報告願います。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 皆さんおはようございます。

本日、平成23年12月八峰町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご多忙のところご出席を賜り、誠にありがとうございます。

それでは、提出諸議案の説明に先立ち、9月定例会以降の町政及び諸般の動きについて、その大要をご報告申し上げます。

はじめに、東日本大震災で現在、町に避難されている人は5世帯11人となっております。実家や親戚に避難している方がほとんどですが、10月に自宅を購入され引っ越して来られた方もおります。震災から9カ月が経ち、町としてもできるだけの支援をしてみたいと思っております。

また、JAからは、春に続き11月にも避難者一人当たり5kgの新米の提供があり、町が避難者に届けております。

11月16日には、秋田県石油商業組合能代山本支部と「災害時における石油類燃料の供給に関する協定」を締結しております。万が一、町に大規模な災害が発生した場合、避難所の暖房や自家発電機、緊急車両などの燃料を安定的に確保するため、支援をさせていただくことにしております。

津波対策についての自治会との意見交換会で出された意見や要望を基に、避難路の整備や防災無線のデジタル化、ほかの情報伝達方法、避難所の電源確保など具体的な対策を検討中で、国の第3次補正予算や今後の国の対策などを注視しながら財源確保についても努めているところであります。

9月25日、ファガスにおいて第3回八峰町交通安全大会を開催いたしました。この大会は隔年で実施しているもので、町民や能代警察署、交通安全関係団体などから約180人が出席し、飲酒運転や無謀運転の徹底追放などを掲げた大会宣言を採択し、功労者表彰、児童生徒の交通安全優秀作文発表なども行い、交通安全意識の高揚を図ることができました。

また、シミュレーターを使って道路の危険を予測する交通安全教室も行ったほか、アトラクションとして県警音楽隊による演奏も行い、参加者からリクエストが出るなど、有意義に大会を終了することができました。

当日ご参加いただきました町民の皆様やご来賓の議長はじめ議員の皆様には厚くお礼

を申し上げます。

当町は、12月1日現在で交通死亡事故ゼロが1,668日続いております。これも、秋の交通安全運動、そして今月11日から本日まで、飲酒運転の根絶、子どもと高齢者の交通事故防止、冬道の安全運転の推進、シートベルトとチャイルドシートの着用の徹底などを重点項目として取り組んでいる年末の交通安全運動など、交通安全協会の各支部や母の会、交通指導隊など、関係者・関係機関の日々の活動のおかげであり、感謝申し上げます。

これから年末年始に向けて飲酒の機会が増えることから、飲酒運転の撲滅や交通事故防止のため、引き続き関係機関と連携を深めて取り組んでまいります。

秋の火災予防運動初日の11月6日午前6時から滝の間地区において、地域住民、消防団、八峰消防署のご協力のもと、津波避難訓練と消防総合訓練を実施しました。

津波避難訓練では、大津波警報が発表されたと想定し、滝の間自治会が独自に決めている避難場所に避難するという訓練で、それぞれ所要時間などを確認しておりました。

消防総合訓練は、滝の間地区中央の県道「樺台・小入川線」を一時通行止めにして、住民による火事ぶれと119番通報、消火器による初期消火訓練に続き、消防団員、消防署員による放水訓練を行いました。

まだ薄暗く寒い中、約150人の方々から参加していただきました。ご協力くださった滝の間自治会をはじめ町民、消防団、消防署の皆様には心からお礼を申し上げます。

今年は5件の火災が発生しており、これから暖房器具が毎日使用されるようになり、火災も心配される時期になりましたが、町民と一体となって防火に努めてまいります。

次に、秋の行政協力員会議を11月22日峰栄館で開催し、各自治会から出された道路改良などの要望50件について、それぞれ町の考え方を示し、意見交換を行ったところであります。

また、春の行政協力員会議でも提案した住民税申告会場の統合案について再度意見交換し、今まで各地区で行っていた申告受付を八森地区はファガスで、峰浜地区は峰栄館で行うことにいたしました。

このほか、町からは小型除雪機械の貸出事業、災害時要援護者避難支援などを説明し理解を深めていただきました。

次に、平成24年度当初予算編成について申し上げます。

政府は、平成23年9月、「平成24年度予算の概算要求組替え基準」を閣議決定し、予

算の概算要求を行うに当たっては「中期財政フレーム」を前提に、無駄遣いの根絶や不要または不急な事務事業の徹底的な見直しを行い、これによって確保された財源を充てて、必要性や効果のより高い政策に重点配分する方針です。

概算要求基準は、歳出の上限を前年同様、約71兆円程度としており、日本経済の再生に向けては、7,000億円規模の「日本再生重点化措置」を設けるものの、裁量的経費や公共事業関係費に関しては、一律、前年度当初予算の1割を削減すると定めております。

これを受けて、当町の平成24年度予算編成は、今月中に各課からの予算要求を取りまとめ、財政運営の指針となる地方財政計画、財源不足の補てん措置を定める地方財政対策等の情報収集に努め、1月上旬から予算査定に入ります。

予算査定に当たっては、町民の意見・要望を重視しながら総合振興計画、過疎地域自立促進計画等の基に地域産業の振興、雇用の確保・創出等を重点施策に据え、また、町民サービスの向上と福祉の増進、生活環境の整備などでは、創意工夫を凝らした予算編成に心がけてまいります。

しかし、中長期的な財政運営においては、持続可能な町政を維持するため、財政の健全化を、より一層推し進めていかなければならないものと考えております。

次に、北海道及び関東ふるさと会についてであります。両総会に私と須藤議長が出席し、町の近況を報告するとともに、ふるさと会の更なる発展と町への支援活動をお願いしてまいりました。

北海道八峰町ふるさと会総会は、10月22日札幌市内で開催され、40名を超える会員と交流を深めてまいりましたが、この総会で役員改選が行われ、石川出身の北川保夫会長が退き、新たに仲村出身の畠山徳治氏が会長に選任されております。

また、八峰町関東ふるさと会総会は、11月20日東京都内で開催され、約210名の会員が参加した大きな交流の輪となり、今回も「おらほの館」と「白神八峰商工会」が設けた物産販売コーナーが好評で、町の特産品は瞬く間に完売するなど、ふるさと会会員の町への力強い応援を感じ取ってまいりました。

今後とも、両ふるさと会との連絡を密にし、ふるさと会のお力をお借りしながら、当町の魅力を多くの都市住民にPRしてまいりたいと考えております。

次に、バス乗車券類購入補助事業についてであります。

10月から実施した「バス乗車券類等購入補助事業」における販売実績は、10月の回数券類が144枚、定期券が3枚で、11月も回数券類が64枚、定期券が21枚と、当初の予想を

大きく上回る購入となっており、バスの乗客数が格段に増加し、利用者及び路線バス事業者双方から喜ばれております。

これまで、バス路線確保のため「生活バス路線等維持費補助金」を路線バス事業者に交付しており、今年度の補助交付額は778万9,000円で本定例会に補正予算をお願いしておりますが、来年度はバス乗車券等購入補助事業の効果で維持費補助金の軽減が図られるのではないかと期待しております。

次に、過疎地有償運送のアンケートについて申し上げます。

このアンケート調査は、バス路線のない大信田・埴・横内・仲村の地域住民を対象に実施しており、対象世帯は134世帯で、80%に当たる108世帯から回答をいただいております。

アンケートでは、「現に交通手段に困っている」との回答は15.7%ですが、「将来的には大沢から大信田地区に公共交通が必要」との回答が42.6%になっており、今後、議員の皆様をはじめ「有償ボランティアが支える地域交通検討会」などで「過疎地有償運送」の必要性や運用体制などを協議してまいりたいと考えております。

次に、ジオパーク講演会についてであります。八峰白神ジオパーク推進協議会では、今月9日、文化ホールにおいて、時事通信社山形支局長の中川和之氏を講師に招き、ジオパークの理念や先進事例などについての講演会を開催しております。

当日は130人もの聴衆者が訪れ、映像や写真などで具体的に、また、判りやすい説明にジオパークに関する意識を高める機会となりました。

翌10日から2日間に渡った「ジオパークツアー」には20名以上の参加者があり、秋田大学の林教授とジオパーク協議会の工藤会長を講師に、海岸段丘や砂丘地帯を舞台にしたジオツーリズムが行われ、普段目にしていない風景がジオパークの資源であることが確認でき、参加者はジオツーリズムというこれまでにない体験に新たな地域の魅力を発見したようです。

次に、健康増進事業について申し上げます。

八峰町における食育を総合的・計画的に推進するため、本年3月に八峰町食育推進計画「八峰みんなの食育プラン」を策定しておりますが、この計画策定を契機に、町民の方々から食育への取り組みの気運を高めていただくことを目的に「八峰みんなの食育フェア」を10月29日八峰町文化ホールで開催しました。

当日は、町民をはじめとして200名を超える参加者があり、八峰町出身で大潟村入植二

世の芹田省一氏から「食へのあふれる思い」と題して基調講演をしていただきました。

また、町内における食育への取り組み事例として、給食センターの主任栄養士畠山絹子さんからは、地元の協力を得ながら多くの地場産食材を使用し、児童生徒に喜ばれるメニューづくりをしていることが報告されたほか、八峰みんなの食育プランの中からJ A女性部峰浜支部グランママシスターズや八森漁協女性部ひより会など4例の取り組みも紹介され、来場の皆さんは工夫を凝らした給食メニューに感心したり、また食育に取り組んでいる事例には興味を持ちながら聴講されていました。

食育は心身の健康と豊かな人間性をはぐくむものであり、行政での推進とともに、家庭や地域などにおいても取り組んでいただきたいと考えております。

次に、自殺予防対策事業についてですが、11月12日八峰町文化ホールにおいて「八峰町自殺予防フォーラム」を開催しました。当日は、男鹿市や小坂町などからも自殺対策に取り組んでいる団体等が聴講に訪れるなど、町内外から約230名の参加をいただいたところです。

フォーラムでは、NPO法人自殺対策支援センター・ライフリンク代表清水康之氏から「自殺のない生き心地のよい社会」と題して基調講演いただいたほか、長年八峰町の自殺予防対策を指導している秋田大学医学部保健学科准教授佐々木久長先生との対談も行われました。

講師の清水氏は、NHK在職時代に自殺問題を取り上げた報道番組や自死遺族の取材などを通し、日本における自殺の実態や自殺対策に精通し、内閣府自殺対策参与も務められた方で、講演の中では日本における自殺者が毎年3万人を超える現状に驚かない異常な社会となっていると指摘しながら、自殺の実態を整理・分析した結果を踏まえ、自殺は社会構造的な問題であり、人の命を丸ごと支えることができる社会にならないと自殺はなくなるとし、相談体制や支援体制の必要性を訴えていました。

本町では、自殺予防対策を重点施策の一つとして取り組んでおりますが、自殺予防対策強化地区では確実に取り組みの成果が出ていることから、今後とも行政での取り組みとともに関係機関や団体等と連携を取りながら自殺者ゼロの町を目指してまいります。

次に、八森地区統合子ども園の建設について申し上げます。

建設候補地につきましては、保護者や地域の声を集約するため、去る8月25日、八森地区3園の園児の保護者や地域の自治会長などを委員とする「八森地区統合子ども園建設候補地選定委員会」へ諮問したところ、11月15日、八森小学校付近を第1候補地とす



る答申書をいただいたところであります。

これを受けまして、11月28日、臨時議会終了後に議会全員協議会を開催していただき、答申書の内容についてご説明させていただいたほか、議員の皆様のご意見も拝聴いたしました。

秋田県では、この候補地選定作業と並行するような形で、土砂災害防止法に基づく土石流災害危険個所の見直しに向けた現地調査を進めております。担当部署の説明によりますと、年末までに調査結果をまとめた上で、危険箇所の区域や危険度の段階について年度末までに本町と協議・連携を図りながら関係住民への説明会を開催し、決定したいとしております。

このようなことから、具体的な箇所を提示出来ない状況にありますが、危険箇所の区域、危険度の段階が明らかになった時点で、再度、議会の皆様のご意見をお伺いした後に候補地を決定したいと考えておりますので、その節は宜しくお願い申し上げます。

次に、今期のハタハタ漁についてであります。県と県内4漁協で組織する「秋田県ハタハタ資源対策協議会」では、今期の漁獲枠を昨年より400 t多い2,800 tに、配分は例年どおり沿岸が6割の1,680 t、沖合が4割の1,120 tに決定しました。

また、今期は沿岸水温がやや高めに推移していることから、季節ハタハタの接岸は予想より遅れる可能性があるとしておりましたが、その予想が的中し、初水揚げは12月7日、八森漁港での約10kgと、例年より大幅に遅れた初漁となりました。その後も不漁が続きましたが、12月13日ようやく本隊が接岸し、八森、岩館漁港周辺は一気に活気づきました。季節ハタハタ漁も終盤を迎えておりますが、当町の産業に好影響を及ぼすような結果となるよう期待するところであります。

次に、観光等イベント事業についてであります。10月1日開催の二ツ森自然観察会「つつまれてブナの白神」には、県内外から19人が参加し、色づき始めた真瀬溪谷や二ツ森山頂からの雄大な白神山地の眺望などを楽しんでおりました。

また、翌2日には、NPO法人白神ネイチャー協会主催による植樹ボランティア事業が雨の降り続く悪天候の中で行われ、県内外から参加された約130人のボランティアの皆さんにより、ブナやミズナラなど366本が植えられ、白神山地周辺の保全活動に協力していただきました。

八峰町観光協会主催の秋の収穫祭「はっぼうんめもの祭り」は10月8日・9日の2日間、道の駅みねはまを会場に開催されました。今年は、八峰産の新鮮な野菜や果実、海

産物、ご当地グルメの「八森しょつつるパスタ」、「石川蕎麦やきそば」のほか、東日本大震災の復興支援の一つとして「福島県浪江焼きそば」、「岩手県岩手町焼きうどん」なども出店していただき、イベント内容の充実が図られました。

また、映画にもなった鱒ヶ沢町の秋田犬「わさお」効果もあり、来場者数は昨年を上回る約2万1,000人と伺っております。

ルート101観光連絡協議会主催の連携イベント「国盗りあみ引き合戦」は、通算成績6勝5敗と今年も本町が勝利したことから、深浦町十二湖駅前からウェスパ椿山に観光的県境が北上することとなりました。今後、ウェスパ椿山の観光案内スペースを有効に活用してまいりたいと考えております。

次に、物産品等販売促進事業についてであります。平成25年度の秋田県デスティネーションキャンペーンを見据えた秋田ミニDCイベント「ふるさと秋田祭り in 有楽町」が10月1日・2日にJR有楽町駅前で開催され、おらほの館、産直ぶりこの協力を得て、本町産青果物や海産物を販売してまいりました。

また、全国町村会主催イベント「町イチ！村イチ！」が12月3日・4日の両日、全国から250町村が集結し、JR有楽町駅前と東京国際フォーラムを会場に開催されました。

イベント当日は、町担当職員、おらほの館及び産直ぶりこ会員のほか、八峰町関東ふるさと会の有志の皆様も応援に駆けつけていただき、八峰町物産品の販売と観光PR活動を行ってまいりました。

今後も各種イベントに積極的に参加し、八峰町物産品の情報発信を行うなど販売促進に努めてまいります。

次に、ポンポコ山公園整備事業の進捗状況についてであります。公園のシンボル施設となるパークセンター新築工事、バッテリーカーコース造成などの公園外構工事、屋外電気機械設備や案内板設置などの公園屋外設備等工事を順次発注し、本年度末の完成を目指して事業を進めております。また、パークセンター内の室内遊具についてもコンビネーション遊具備品を発注しており、設置後はオールシーズン、子供たちが楽しく利用できる施設になるものと考えております。

次に、農林業関係について申し上げます。

最初に、23年産米の作柄概況ですが、12月7日に発表された作況指数は、全国、東北とも101の「平年並み」、秋田県は昨年93の「不良」でしたが、今年は99の「平年並み」となり、本町を含む県北も99で「平年並み」となり、10a当たり収量は昨年より28kg

増の552kgと確定いたしました。

5月下旬から6月下旬にかけての低温・日照不足などの影響を受け、分けつが抑制され、全もみ数が少なく、昨年に続いて作柄が懸念されましたが、出穂期以降はおおむね高温で経過し、登熟も順調に推移し作柄は「平年並み」となりました。

次に、米の生産調整と農業者戸別所得補償制度について申し上げます。

まず、今年度の生産調整の参加状況ですが、生産調整参加農家は前年度より11戸減って861戸、不参加農家は前年度40戸でしたが、今年度は36戸となりました。

また、24年産米の生産調整ですが、農林水産省は12月1日、都道府県別の生産数量目標を発表しました。全国の数値目標は793万tで前年より2万t減となりましたが、秋田県は前年より3,220t増の44万3,640tで、5年ぶりの増加となりました。面積換算すると昨年より560ha増の7万7,420haとなり、転作目標面積も減ることになります。

今月27日に県から市町村別生産数量目標が示される予定ですが、来年1月中に八峰町農業再生協議会総会を開催し、配分方針などを協議・決定していただき、農家への配分作業を進めてまいります。

農業者戸別所得補償制度は前年度のモデル対策を経て、今年度から本格実施され、所得補償交付金が米だけでなく大豆やそばなどの畑作物にも拡大されました。

加入農家は飯米農家を除く対象農家595戸のうち生産調整不参加農家14戸を除く581戸で、加入率は97.6%となり前年度より0.2ポイント上回りました。

10a当たり1万5,000円交付される「米の所得補償交付金」は544戸の農家に1億5,688万8,000円、大豆、そばなどの戦略作物や地域振興作物、地力増進作物、加工用米、備蓄米などに交付される「水田活用所得補償交付金」は282戸の農家に1億2,629万8,000円、合計2億8,318万6,000円の交付金が11月21日に国から直接、加入農家の口座に振り込まれました。

次に、中山間地域等直接支払交付金の返還について申し上げます。

9月28日に中山間地域等直接支払交付金の県の抽出検査が行われ、農用地区域除外地となっている八森鹿の浦地区の水田が、この交付金の対象地区に設定されているとの指摘がありました。

この制度の交付対象は、農用地区域内の農用地に限られるため、平成12年度に遡って、鹿の浦地区の水田4,777㎡に支払われた交付金42万376円を自主返還するように指示がありました。

原因として、平成12年度にこの制度が始まった際、農用地区域除外地となっている鹿の浦地区の水田を中山間の該当農用地として申請したため発生したものと思われます。

町では、この事業の事業主体である J A 秋田やまもと八森支店集落協定の臨時総会を1月17日に開催してもらい、交付金の自主返還について説明し理解を得た上で、同協定から国・県・町に交付金を返還してもらうことにしました。

国・県交付金は町を経由しての返還となるため、歳入歳出とも補正予算を計上しましたので、宜しくお願い申し上げます。

次に、J－VERプロジェクトの進捗状況について申し上げます。

今年6月に町で発行した J－VER クレジットを販売するため、企業などを訪問するなど販売活動を行い、クレジットカード大手の J C B と10月27日に売買契約を締結することができました。販売数量は220 t、単価は1 t 当たり2万1,250円で、販売額は467万5,000円であります。

また、秋田銀行からも100 t の購入申込をいただき、単価は1 t 当たり1万500円、販売額105万円で、12月15日売買契約を締結しました。

これらの販売収益は6月に設置した「八峰町自然再生基金」に積み立て、地球温暖化対策や自然再生につながる取り組みなどに活用することにしており、関係予算を本定例会に計上しましたので、宜しくお願い申し上げます。

町では今後も引き続き企業訪問や企業とのマッチングイベント等に積極的に出展し、J－VER クレジットの販売活動に努めてまいります。

次に、林業施設災害復旧事業について申し上げます。

8月17日の豪雨により林道母谷山線と塙線で路肩決壊などの林道災害が発生し、災害復旧補助事業として県に申請し、11月15日に災害査定を受け、申請額が全額認められました。本定例会に関係予算を計上しましたので、宜しくお願い申し上げます。

次に、能代山本地区広域農道県道昇格期成同盟会において、三種町から当町に至る能代山本地区広域農道を県道に昇格を要望してまいりましたが、県では広域農道全区間の昇格はない旨の回答でありました。

しかし、国道7号より能代以北の広域農道については、県のネットワーク上で幹線道路に位置付けられているため、県道常盤峰浜線と振り替えにより県道昇格が可能で、県、能代市及び八峰町の合意により振り替えすることとしておりました。

これを受け、山本地域振興局、能代市及び八峰町が協議を続けてまいりましたが、平

成24年3月31日をもって引受を完了し、平成24年4月1日から供用を開始することにしております。今議会に関係議案を提出しておりますので、宜しくお願いいたします。

次に、今冬の除雪についてであります。去る11月17日に八峰町除雪会議を開催し、町及び除雪関係業者で今年度の除雪基準や除雪体制及び注意事項などについて打ち合わせを行っております。

一般的な除雪に関しては、午前7時までの完了を目指して出動すると共に、相互に連携し、凍結抑止剤の散布、轍路面の修復、拡幅除雪と運搬排雪を適宜に行い、道路交通の確保と安全を図ってまいります。

次に、住宅リフォーム緊急支援事業についてであります。当町における11月末現在の申請件数は131件で、事業費は2億4,100万円、町補助金の申請額は2,790万円余りとなっております。

工種では、屋根葺き替えなどの板金工が30件、下水道や合併処理浄化槽への接続などの排水工が20件、システムキッチンやユニットバスなどの設備交換が16件となっており、町内建築業者の受注が拡大したことから、地域経済の活性化に大きな効果をもたらしているものと思っております。

これまでの申請額が予算額の9割以上となっており、地域経済の活性化のため当該事業を継続してまいりたいと考え、本定例会に補助金の補正を計上しておりますので宜しくお願いいたします。

次に、9月に発生した豪雨による災害についてであります。

公共土木施設災害復旧事業につきましては、11月23・24日に国土交通省の実地査定が行われ、補助災害復旧で申請していた河川5カ所、道路2カ所、計7カ所が決定されましたので補正計上しております。

工事は、年度内の完成を目指し、早期に発注したいと思っておりますので宜しくお願いいたします。

次に、NTTグループによる教育ICT実証実験事業について報告いたします。

最初に、教育ICT事業は、ブロードバンド通信によって多様になったICTの教育分野における利活用を探ろうと、文部科学省の指導のもと平成23年度から3年間、小学5年生を対象として実施するものです。

この事業の対象となったのは、全国5自治体の10校で、うち当八峰町の3小学校が選考されております。

この事業は、東北地方太平洋沖地震などの影響により、実施が大幅に遅れ、八森小学校及び水沢小学校は2学期から、塙川小学校は光回線工事の遅れもありましたので12月から、社会、理科そして算数の授業に活用が始まっております。

5年生全員に配備されたタブレット型パソコンを利用して、教科書にない映像や画像なども利用しながら行う授業は、即、子どもたちが反応を示し、興味あることに会った時の目の輝きを知った感動の瞬間でもあったと学校関係者から報告をいただいております。

子どもたちが教室に居ながらにして先端技術を駆使し、しかもリアルタイムで行う授業などは、将来、高度情報通信社会の中で生活を営む上で必ず役に立つものと強く感じるものであります。

また、この事業は、インターネットを利用していることから「ネット安全教室」も授業に取り入れ、安心・安全なICT環境を実現し、全国に先駆けた新たな教育の普及・定着に向けてスタートしたところであります。

次に、学校給食関連について申し上げます。

今年で第6回目となる全国学校給食甲子園大会に八峰町立学校給食共同調理場が応募したところ、昨年に続き秋田県の地区代表として第1次予選で選考されました。10月8日にその表彰式と第2次予選・第3次予選の選考結果が発表されましたので、その内容をご報告いたします。

まず、今年の大会には全国から史上最多の2,057校からの応募があり、第1次予選には各県代表として57代表が選ばれました。八峰町は残念ながら今年は第2次予選の24校には進むことができませんでした。しかし、2年連続で秋田県代表として選ばれたことには、秋田県では初めてのことであり、これも日頃の学校給食への地場産物の食材活用、生産者のご協力、各学校の食育の実践等々、町を挙げての食育の推進が評価されたものと思っております。今後とも、より一層安心・安全な給食の提供に努めてまいります。

次に第6回町民文化祭について申し上げます。

展示部門は、11月5日から9日までの5日間に渡り、峰栄館とファガスを会場に開催されました。小・中学生、芸術文化協会加入団体、一般の方々及び社会福祉施設等から写真、生け花、手芸、山野草、書道、絵画及び俳句など1,092点の作品が展示され、多くの町民の方々から鑑賞していただきました。

また、11月6日には、芸能発表会を峰浜中学校体育館で開催しました。今年は初出演

の1団体を含む18団体、延べ233名が出演し、「コーラス白神」の歌のほか、踊り、民謡、寸劇、駒踊りなど、日頃の練習の成果を思う存分発揮していただき、内容豊富な発表会となりました。

次に、あきた白神体験センターについて申し上げます。

当センターの利用状況について、4月から11月末までの8カ月間の実績を報告します。宿泊利用者数は3,927人、日帰り利用者数は3,998人、利用収入は1,143万1,380円となっております。昨年度と比較しますと、宿泊利用者数は5%の減、日帰り利用者数は45%の増、利用収入は10%の減となっております。このことは、東日本大震災および経済不況などの影響が考えられ、お金のかかる宿泊利用が敬遠されて、余りお金のかからない日帰り利用に流れた結果だと分析しております。

こうした中で幸いなことは、学校利用による宿泊利用者数が宿泊全体の66%を占め、昨年度と比較して宿泊者数及び利用収入で、それぞれ26%増となっている点であります。

県中央や県南の学校利用も広まりつつあり、当センターがようやく学校関係に周知されてきた結果だと喜んでおります。ただし、学校利用の場合は、どうしても6月から9月の期間に集中するため、これを分散させて広い期間で利用していただくために、更なる工夫と働きかけをしていく必要があると考えております。

なお、来年度の指定管理者の再契約に向けては、現在県生涯学習課と「センターの将来的ビジョンの提示」、「財政支援の検討」、「県職員の派遣」、「備品の継続更新」等について協議を進めている最中であり、内容が具体化し次第、議会にお諮りしたいと考えております。その際は、どうかご指導、ご協力のほど宜しくお願いいたします。

次に、本定例会に提出しております議案の概要についてご説明いたします。

議案第93号、八峰町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定については、一般職の職員の期末手当が改正になったことに伴い、本条例中の読み替え部分を改正するものであります。

議案第94号、八峰町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定については、議案第93号と同様の改正であります。

議案第95号、八峰町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についても、議案第93号と同様の改正であります。

議案第96号、八峰町税条例の一部を改正する条例制定については、税の減免申請書の提出期限を「納期限前7日まで」となっているものを「納期限まで」に改正するもので

あります。

議案第97号、八峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定については、議案第96号と同様に、国民健康保険税の減免申請書の提出期限を改正するものであります。

議案第98号、八峰町介護保険条例の一部を改正する条例制定についても、議案第96号と同様に、介護保険料の減免申請書の提出期限を改正するものであります。

議案第99号、八峰町農業集落排水事業受益者分担金徴収条例の一部を改正する条例制定については、下水道事業の受益者に変更があった場合の地位の継承等に関する規定を改正するものであります。

議案第100号、八峰町漁業集落排水事業受益者分担金徴収条例の一部を改正する条例制定については、議案第99号と同様に、下水道事業の受益者に変更があった場合の地位の継承等に関する規定を改正するものであります。

議案第101号、八峰町簡易水道給水条例の一部を改正する条例制定については、簡易水道の水道料金の算定方法について、下水道使用料との整合性を図るために改正するものであります。

議案第102号、八峰町公共下水道事業受益者分担金徴収条例の一部を改正する条例制定については、議案第99号と同様に、下水道事業の受益者に変更があった場合の地位の継承等に関する規定を改正するものであります。

議案第103号、町道路線の廃止及び認定については、町道峰浜中央線及び町道蝙蝠淵線を廃止し県道に、県道常盤峰浜線を町道大野大沢線及び町道大沢目名瀉線に認定しようとするものです。

議案第104号、平成23年度八峰町一般会計補正予算（第9号）は、1億1,257万9,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を59億936万1,000円とするもので、歳出の主なものは、給与改定や退職、人事異動等に伴う人件費の調整分、生活バス路線等維持費補助金、マイタウンバス維持費補助金、定住奨励金、障害者自立支援給付費、国保特別会計繰出金、ポンポコ山公園備品購入費、住宅リフォーム緊急支援事業補助金、災害復旧事業費、財政調整基金及び自然再生基金積立金の追加などでありま。

議案第105号、平成23年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）は、487万7,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を11億8,126万5,000円とするもので、歳出の主なものは、退職被保険者等の療養給付費、療養費及び高額療養費の各負担金の追加などでありま。



議案第106号、平成23年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、2,630万円を追加して、歳入歳出予算の総額を10億3,330万9,000円とするもので、歳出の主なものは、施設介護サービス給付費、介護予防サービス給付費及び高額介護サービス費の各負担金の追加などです。

議案第107号、平成23年度八峰町営簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、182万7,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を4億6,490万円とするもので、歳出の主なものは、給与改定等に伴う人件費の調整及び水道システムカスタマイズ委託料の追加と消費税の減額などです。

議案第108号、平成23年度八峰町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、541万8,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を3億9,390万8,000円とするもので、歳出の主なものは、給与改定等に伴う人件費の調整と消費税納付金及び施設管理費の追加などです。

議案第109号、平成23年度八峰町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）は、5万2,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を1億1,190万2,000円とするもので、給与改定等に伴う人件費の追加です。

議案第110号、平成23年度八峰町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、235万円を追加して、歳入歳出予算の総額を5,234万2,000円とするもので、岩館地区施設管理費の追加です。

議案第111号、平成23年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第3号）」は、125万2,000円を減額して、歳入歳出予算の総額を7,394万6,000円とするもので、歳出の主なものは、給与改定や人事異動に伴う人件費の減額と修繕料の追加などです。

議案第112号、八峰町沢目財産区管理委員の選任については、現委員の木藤實氏が平成24年1月29日で任期満了となることから、新たに大高重春氏を委員に選任いたしたく、議会の同意を求めるものです。

以上、12月議会定例会でご審議いただく議案は20議案です。

詳細については各議案の提案の際に説明させていただきますので、宜しくご審議の上、適切なご決定を賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（須藤正人君） 議長報告につきましては、別紙報告書のとおりでありますので朗読は省略させていただきます。

日程第4、議案第93号、八峰町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。田村総務課長。

○総務課長（田村 正君） それでは、議案第93号、八峰町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

八峰町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成23年12月20日提出

八峰町長 加藤 和夫

提案理由でございますが、八峰町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例により、読み替える部分を改正するものでございます。

次のページをご覧くださいと思います。

八峰町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例でございますが、これは11月28日の臨時議会で可決していただきました一般職の職員の給与に関する条例の改正により、職員の期末手当の支給割合が改正になったため、読み替え規定として本条例の中にある職員の期末手当の支給割合の部分を改正するもので、町長、副町長の期末手当の支給割合を改正するものではありません。

第1条による改正でございますが、第4条後段中「100分の135」を「100分の140」に改めるということでございますけれども、職員の今年の12月の期末手当の率が規定されているので、その部分を改正するという内容であります。

第2条による改正ですが、第4条後段中「100分の120」を「100分の122.5」に、「100分の140」を「100分の137.5」に改めるということでございますが、職員の来年以降の6月の期末手当と12月の期末手当の率が規定されているので、その部分を改正するものでございます。

この条例は公布の日から施行するものですが、第2条による改正は24年4月1日から施行するものでございます。

以上で終わります。

○議長（須藤正人君） これより議案第93号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第93号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 異議なしと認めます。従って、議案第93号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第94号、八峰町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。田村総務課長。

○総務課長(田村 正君) 議案第94号、八峰町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

八峰町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成23年12月20日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由でございますが、八峰町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例により、読み替える部分を改正するものでございます。

次のページをご覧くださいと思います。

八峰町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例ということで、これにつきましても、本条例の改正につきましても、条例中に規定されている職員の期末手当の率を改正するものであって、教育長の期末手当の率を改正するものではございません。

議案第93号と全く同様の改正でございますので、説明は省略させていただきたいと思います。

以上です。

○議長(須藤正人君) これより議案第94号について質疑を行います。質疑ありませんか。

2番見上政子さん。

○2番(見上政子さん) ちょっと理解できない点がありますので、もう少し詳しく説明

をお願いしたいんですけれども、期末手当の支給割合を改正するものではないんですけれども、当改正内容は100分の135を100分の140に改めるということで、実質的には上がることになるのではないかと思うんですが、ちょっとこの辺なかなか私の頭ではちょっと理解できませんのでお願いします。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。田村総務課長。

○総務課長（田村 正君） 今の条例で説明しますが、教育長のその給与とか勤務時間を定めている条例の中に、職員の期末手当幾ら幾らの部分を教育長の場合は幾ら幾らに読み替えて適用しますよという条文があります。その職員の部分、期末手当の部分だけを改正するものであって、教育長とかですね三役のその支給割合を改正するというものではないんです。その条例の中に職員のその期末手当の率を謳っている部分があるので、そこを改正しておくということです。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。

休憩いたします。

午前10時56分 休 憩

.....  
午前10時59分 再 開

○議長（須藤正人君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第94号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。従って、議案第94号は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第95号、八峰町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。田村総務課長。

- 総務課長（田村 正君） 議案第95号、八峰町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

八峰町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成23年12月20日提出

八峰町長 加藤 和夫

提案理由ですが、八峰町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例により、読み替える部分を改正するものでございます。

次のページをご覧くださいと思います。

八峰町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例ということで、本条例の改正につきましても、条例の中に規定されている職員の期末手当の率を改正するものでございまして、議員の皆様が期末手当の率を改正するものではございません。これにつきましても議案第93号と全く同様の改正でございますので、説明は省略させていただきます。

- 議長（須藤正人君） これより議案第95号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（須藤正人君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第95号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。従って、議案第95号は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。11時10分、再開いたします。

午前11時02分 休 憩

.....  
午前11時08分 再 開

○議長（須藤正人君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

日程第7、議案第96号、八峰町税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。小林税務課長。

○税務課長（小林孝一君） それでは、議案第96号についてご説明いたします。

八峰町税条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

八峰町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成23年12月20日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由でございますが、税の減免申請書の提出期限を変更するために改正するものであります。

次のページをご覧ください。

条例のうち51条、それから71条、89条、139条、それぞれここに減免申請の期限が「7日前までに」とありますけれども、その部分を「納期限までに」と変更するものであります。これによりまして減免を必要とする納税義務者が期限までに日数が少ないために減免をしそびれるという、そういう不利益が解消されると思っておりますので、宜しくお願いいたします。

○議長（須藤正人君） これより議案第96号について質疑を行います。質疑ありませんか。

2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） 全協で説明がありまして、私もその時いろいろ質問をしたんですけれども、まずその7日前という、納期限7日前までというその取り消したその理由、今、先ほど課長は1週間前だと減免したくとも、する人の幅が、納期限に限ぎることで減免しやすくなるのではないかというようなことを言われましたけども、普通7日間の間に、ほかの市町村の場合は納期限の7日前までに申請して、その間に結果を出すというふうなことが常識的ですけども、当町の場合は7日前に減免申請しても結果が出たためしがないんですが、これをそのなるべく早く結果を出すようにということで再三お願いしても、なかなか結果が出なくて、結局、次の納期ギリギリに結果が出て却下されたりというふうなことがあったんですけれども、これ、審査期間をどれくらい設けているのか。1週間前に減免申請出すよりも、納期限に合わせてやった方がしやすいというのは、それはそれとして当たるかもしれないんですけども、ただその期間が、審査期

間がどのくらいでその結果を出す予定なのかということが一つ。それと県内の市町村でこういう前例がないもんですから、私も県の地方税の財務担当の方に聞いてみたんですけども、県の方でもそういうふうな例は聞いたことがないということでした。その時課長は、県内になくとも全国にあるんだということで、全国のどこの例を参考にしてこの7日前をなくしてしまったのかというふうなことをちょっとお聞きしたいと思います。

それと、これは町民税ですので、町税ですので、納期がどのくらいの期間になるか、私ちょっと納付書を今ちょっと持ってないのであれですけども、2カ月間のその間に、次の納期までに重なるのではないかと思います、その辺のところ答弁お願いしたいと思います。

○議長（須藤正人君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。小林税務課長。

○税務課長（小林孝一君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、最初のご質問は、審査にどれくらいの期間を要するのかというご質問だったと思いますけれども、資産の調査をするためには各金融機関に照会を出して、そこから報告をもらうこととなります。早い金融期間ですと1カ月以内に出てくるところもありますが、中には1カ月を超えないと報告がもらえないというところもあります。全部の金融機関の資料が揃わないと審査することができませんので、それでまず大概減免申請が出されますと2カ月の納期限の猶予としております。

それから第2点目としては、秋田県にはなくて、全国にはあると私がこの前申し上げたことによって、じゃあ具体的にどこの市なのかということですけども、例えば仙台市は減免の申請は納期限までに行うようになっております。それから、北海道の中津川市では減免申請がなされた日以降に到来する納期分がオーケーだとなっておりまして、何日前までとはなっておりません。それから、東京都の主税局でも減免される場合は申請した日以降に到来する納期限から、千葉県や茨城県も同じです。それから兵庫県の西宮市、減免の申請をしようとする方は、必ず納期限までにご相談ください、それから大阪府の枚方市の条例、減免を受けようとする者は納期限までに市長に申請しなきゃならない等々、各地で納期限までという例はいろいろあります。

以上です。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） 先ほど金融機関の調査が1カ月以上かかると言われました。これは同一世帯の同意書の提出を求めることによって、家族全員のその金融機関、家族全

員の預貯金の調査ということで1カ月以上かかると思うんですが、これも今、私も一般質問していますが、この家族全員の同意書を求めるということは違法な行為であるということで裁判で認められております。これをやることによって1カ月以上かかる、この結果が出るまで2カ月かかるという、こういうふうな調査の仕方は、これはやはりおかしいと思います。調査項目の中に、どこに勤めているのか、預金がどのくらいあるのかという書く項目がしっかりありますので、その調査、質問権を有効に使えば、この金融機関からのその調査がなければ審査できないというふうなこういうやり方はおかしいと思います。

それとですね、全国のところでやっているというふうなことですけれども、今、2カ月間の中にその次の納期が来た場合、この納期が来ることによって重なってしまうわけですね、2カ月の間に。そうすると、払えなくて減免しているのが、またその倍のその金額を払わなくてはいけない、ますます滞納が増えるのではないかと思います、いかがお考えでしょうか。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。小林税務課長。

○税務課長（小林孝一君） 一般質問で質問されていることについては、後で町長がお答えすると思います。

今のこの調査ですけれども、納期限を、減免の申請期間を納期限までにしても7日前までにしても調査は同様に行いますので、納税義務者にとっては納期限までにすることによって不利益は全くないということでございます。そして調査の結果、減免が必要な方には減免しますし、預貯金等が多くある方については、担税力があるということで減免は不承認となりますので、2カ月ずれたわけですけれども担税力があるわけですからそこで納めていただきたいと考えるものでございます。

以上です。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） ほかに質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） 反対をいたします。やはり2カ月の調査、2カ月間に渡って調査するというこういうことを堂々と言われるということ自体、金融機関の調査が来ないと審査できないというこういうふうな税の担当の仕事であれば大変困ると思います。や



はり7日前の納期限までにとということが妥当な考え方だと思いますので、私は反対をいたします。

○議長（須藤正人君） ほかに討論ありませんか。7番皆川鉄也君。

○7番（皆川鉄也君） 今、課長が説明ありましたように、やはり減免をする場合はですね、キチッと減免する理由をはっきり調べた上で決定するのが、これ筋道であります。それに1週間でやれというのは、物理的にかなり無理があるだろうと私は考えます。やはり減免申請される方が本当に大変で減免の申請をしているのか、確認をするのがこれ当然でありますし、丁寧に時間をかけてやるのはすごく妥当なことだろうと思います。従って、納期限までというのであれば十分審査できる期間内という具合に判断をいたしますので、私は原案に賛成をいたします。

○議長（須藤正人君） ほかに討論ありませんか。9番山本優人君。

○9番（山本優人君） 原案について賛成で意見を言います。

これは職員の受付期間をですね、町民が出す期間をですね、より長くするということでありまして、期限を7日間延ばすんだということでもありますから、これは町民にとっては利益になることで、町民としては受け入れる方がベストだと思います。それを7日前に戻すということはおかしい話であって、期限と同時にその減免申請させる方が町民にとっては窓口、期限になって相談に来てはまだ受け付けますよということでもありますから、この条例改正については賛成したいと思います。

○議長（須藤正人君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第96号を採決します。この採決は起立で行います。本案に賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（須藤正人君） 起立多数です。従って、議案第96号は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第97号、八峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。小林税務課長。

○税務課長（小林孝一君） それでは、議案第97号、八峰町国民健康保険税条例の一部を

改正する条例制定についてご説明いたします。

これも議案第96号と同じ理由であります。

国民健康保険税条例の第28条の部分に減免申請の期限が「納期限前7日まで」となっておりますが、これを町税条例と同様に「納期限まで」と改めるものでございます。

宜しく願いいたします。

- 議長（須藤正人君） これより議案第97号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
2番見上政子さん。
- 2番（見上政子さん） やはりこれも町税と同じく審査期間が2カ月ほど、銀行の方から、金融機関からその家族全員のその預貯金の調べがないと審査できないというふうなことだと思っておりますけれども、国保税の場合は1回の納税が、税額が非常に高いですよ。平均どのくらいなのか、6万円とか7万円、こういうふうな税額に対して、これが却下された、払えなくて大変だからということで減免申請出しているのが、これが2カ月くらいの期間を要しますと、例えば8月1日までの1期が国保税の場合、納期限になっているんですけれども、7月1日から8月1日までというふうなことになってるんですが、次の2期目はもう1カ月なんですよね。そして、3期目はまたそれから2カ月、期間が非常に迫っているわけです。銀行からものが来ないと調査できないというのであれば、これは本当に減免申請する意味がないというか、へたすれば3期まとめて払わなくてはいけない、こういうふうな事態にもなってくると思うんです。ここら辺はやはり改めていかないと、金融機関頼みではなくて、自分たちでちゃんと調査して、家庭訪問して、それで結論を出すと、こういうのを速やかに行うことが必要だと思います。そういう意味でも町税と同じくこれは私、反対。納期限までに減免申請を出すのは、それは幅が狭くなって、7日前に出さなくても納期限までに出せばいいということで、それはやりやすくなったのはいいんですけれども、ただその審査の中身としてその2カ月かかる金融機関の決定を待たなくちゃ結果が出ない、こういうのでは審査の仕方がおかしいと思いますので私は反対をいたします。
- 議長（須藤正人君） 2番議員、答弁求めるんですか。今、質疑なんですけど。
- 2番（見上政子さん） ええ、もう1回お願いします。
- 議長（須藤正人君） 小林税務課長。
- 税務課長（小林孝一君） 確かに国民健康保険税の場合は、ほかの税よりも税額の高い方もおられます。一方で、また7割軽減、5割軽減、2割軽減というのもありまして、

必ずしも平均的な金額が全員にかかっているわけではございません。それで、どうしても納付が大変であると、しかし、減免には該当しない、こういう場合には納税相談をしていただければ、納期にかかわらずある程度の期間の中で計画的に納付していただくようにうちの方も対応しておりますので、そのように納税者の方にはお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） 先ほど申し上げましたように、私はこの納期限までには結構幅が増えていいんですけども、その審査内容について非常に疑問がありますので反対をいたします。

○議長（須藤正人君） ほかに討論ありませんか。7番皆川鉄也君。

○7番（皆川鉄也君） 税の公平性を確保する上でもですね、やはり減免するしないは時間をかけて、やはりキッチリと結論を出すというのが大変大事なことだろうと思います。従って、前の町税と同じくですね、こちらの方も私は原案に賛成をいたします。

○議長（須藤正人君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第97号を採決します。この採決は起立で行います。本案に賛成の方はご起願います。

（賛成者起立）

○議長（須藤正人君） 起立多数です。従って、議案第97号は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第98号、八峰町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。金平町民生活課長。

○町民生活課長（金平公明君） 議案第98号についてご説明いたします。

八峰町介護保険条例の一部を改正する条例についてでございます。

これも先ほどの96号の議案、町税と同様ですので、この条例の改正は先ほどの町税条例と同様に納期限を「7日前まで」を取りまして「納期限までに」ということでございます。これも24年4月1日からの適用といたします。

以上でございます。

○議長（須藤正人君） これより議案第98号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） 質問いたします。今まで介護保険の減免というのはどのくらいの件数が過去にありましたか。

それと、その減免対象となるのは、結局65歳未満の方々が普通徴収する人たちに対する減免という、特別徴収でも申請すればできるんでしょうけども、普通徴収の人たちの減免ということで1万5,000円未満の人たちが対象だと思うんですが、その人たちが切羽詰まって、もうどうしても払えないというふうなことで減免した場合に、やはり国保とか町税のように同意書を求めてやられるのですか。その辺の今まで介護保険の減免があったのかどうかわかりません…確かあったな。その辺の審査の仕方を教えてください。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。金平町民生活課長。

○町民生活課長（金平公明君） ご質問ですが、私も来て間もないわけですが、担当に聞いた段階では、過去5年間では減免申請は1件もないと伺ってございます。

それから、減免の内容ですが、この改正の条項の中には、今、改正の部分は普通徴収の部分でございます。「7日前まで」の部分を取る部分は、特別徴収の部分は15日前までにとすることで規定は残ってございます。

以上でございます。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） 調査をどのようにするのか聞いたんですけども、やはりこれは同意書を求めて金融機関からの結果を待っての審査になるんでしょうか。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。金平町民生活課長。

○町民生活課長（金平公明君） お答えします。

町税同様に介護保険についても減免申請が来た場合は、税の負担の公平上、しっかりした審査は必要かと考えていますので、調査は考えてございます。調査は、税と同様に金融機関の調査も考えてございます。

以上です。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） 反対をいたします。やはりですね、もっと職員は金融機関頼みではなくて個々との対話、そして調べる、質問する、調査する、これをもっともってやって、そして本当にその家庭がどういうふうな状態なのかを審査した上で、2カ月の経過を待たないで結論を出す、これが必要だと思いますので、私は反対をいたします。

○議長（須藤正人君） ほかに討論ありませんか。7番皆川鉄也君。

○7番（皆川鉄也君） 原案に賛成をする立場で討論します。

介護保険も同様ですね、やはり預貯金がどのくらいあるというのは担当者が個人から聞いて調べて結果出るものではございません。やはり金融機関に行って、ちゃんと調べるところを調べてですね、しっかりした書類、証拠書類とかがあって減免に該当するかどうかを判断するのが職員の仕事であります。ですので、やはり税同様ですね、保険料も平等性を確保するという立場では同じだろうと思いますので、賛成をいたします。

○議長（須藤正人君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第98号を採決します。この採決は起立で行います。本案に賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（須藤正人君） 起立多数です。従って、議案第98号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第99号、八峰町農業集落排水事業受益者分担金徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。田村建設課長。

○建設課長（田村 博君） 議案第99号についてご説明します。

八峰町農業集落排水事業受益者分担金徴収条例の一部を改正する条例制定です。

八峰町農業集落排水事業受益者分担金徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成23年12月20日提出

八峰町長 加藤 和夫

提案理由ですが、八峰町における下水道事業の受益者に変更があった場合、その地位の継承等に関する改定であります。

次のページをご覧ください。

徴収条例の第8条の但し書きを削って、地位の継承があった場合は分担金の徴収は新しい地位の人が支払うものとする改正でございます。

宜しく申し上げます。

- 議長（須藤正人君） これより議案第99号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
3番柴田正高君。
- 3番（柴田正高君） この地位の継承するという以下を削除するということの改正案のようですけども、そうすれば、従前の受益者から引き継いだ場合ですね、その従前の受益者が納付すべき分担金等については、引き継いだ方と、それから引き継ぎする方と双方で協議しなさいということになるのか、9条の部分についても言えることなんですけど、督促手数料だとか延滞部分もそういうことになるんだろうと思うんですが、そのことについてご説明ください。
- 議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。田村建設課長。
- 建設課長（田村 博君） その施設が新しい人に移るとするのは売買等も考えられます。そういう場合、新しい人がその分担金を支払うものとするということで、新しく引き継いだ人が分担金を払うということです。
- 議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。3番柴田正高君。
- 3番（柴田正高君） それこそ非常に曖昧だと思うんですね。ただ受益者の地位を継承するというだけで、むしろ今までの方が当該届の日まで納付すべき時期に至っている分担金は、従前の受益者が分担すると、双方の責任を明確に謳ってあったわけですね。その部分を削除するという事は、それこそ非常にこう不明確といえればいいか、責任がね。それこそまず地位を引き継いだ者と引き継ぎさせる者との間でいさかいが起きるような、そういう部分も想定されるんじゃないかなっていう気がするんですけども、むしろ今までのこのままの方が何かいいような、今言ったように9条の部分も含めてですね、そう感じるんですが、その点についてもう一度説明してください。
- 議長（須藤正人君） 答弁を求めます。田村建設課長。

○建設課長（田村 博君） 地位の継承というのは競売等にかかった場合等があるんですが、支払いが途中で終わって競売にかかった場合、それとあと相続関係で相続なった場合、そういうのを継承していくということです。

○議長（須藤正人君） 休憩いたします。

午前11時40分 休 憩

.....

午前11時43分 再 開

○議長（須藤正人君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第99号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。従って、議案第99号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第100号、八峰町漁業集落排水事業受益者分担金徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。田村建設課長。

○建設課長（田村 博君） 議案第100号をご説明いたします。

八峰町漁業集落排水事業受益者分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町漁業集落排水事業受益者分担金徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成23年12月20日提出

八峰町長 加 藤 和 夫

次のページをご覧ください。

第4条の2項、第5条の5項につきましては、特別分担金を見直して徴収をしないと

すること、それから第8条については議案第99号と同じ理由でございます。

○議長（須藤正人君） これより議案第100号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
3番柴田正高君。

○3番（柴田正高君） 特別分担金に関する部分を削除するということは、特別分担金をいただかないということだろうと思うんですね。そうすれば、今まで特別分担金、分担金のほかに特別分担金を納めて下水道事業に加入された方との整合性についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。田村建設課長。

○建設課長（田村 博君） これは特別分担金を徴収しないということです。今までの人との整合性ですが、今までの徴収は1件もありませんでした。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第100号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。従って、議案第100号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第101号、八峰町簡易水道給水条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。田村建設課長。

○建設課長（田村 博君） 議案第101号についてご説明します。

八峰町簡易水道給水条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町簡易水道給水条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成23年12月20日提出

八峰町長 加藤和夫

次のページです。ご覧ください。



第26条の4、使用者が月の中途において給水装置の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、または現に休止しているその使用を再開した時の料金は、1使用月として算定する。ただし、使用量が5 m<sup>3</sup>以下のときは料金の2分の1とするという条文を追加するものです。今までは日にち、15日以上・以下で料金1カ月分、半分という制定でありましたが、一日分で不公平が出るということで1カ月使わない場合は5 m<sup>3</sup>以下で料金を半分にしたいという条例でございます。

○議長(須藤正人君) これより議案第101号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第101号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 異議なしと認めます。従って、議案第101号は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第102号、八峰町公共下水道事業受益者分担金徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。田村建設課長。

○建設課長(田村 博君) 議案第102号についてご説明します。

八峰町公共下水道事業受益者分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町公共下水道事業受益者分担金徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成23年12月20日提出

八峰町長 加藤和夫

これについても議案第99号と同じ提案理由でございます。

○議長(須藤正人君) これより議案第102号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第102号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 異議なしと認めます。従って、議案第102号は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第103号、町道路線の廃止及び認定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。田村建設課長。

○建設課長(田村 博君) 議案第103号についてご説明します。

町道路線の廃止及び認定についてでございます。

道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により、町道路線を廃止及び認定することについて議会の同意を求めます。

平成23年12月20日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由ですが、県道振替に関する覚書によって、峰浜中央線から蝙蝠淵線を廃止して県道に、それから、常磐峰浜線を大野大沢線及び大沢目名瀉線として町道認定し、24年4月1日に供用開始しようとするものです。

次のページに廃止路線の峰浜中央線、それから蝙蝠淵線の始点・終点位置、それから延長等が書いてございます。それから認定路線の大野大沢線、それから大沢目名瀉線の始点・終点の位置、それから延長等を書いております。

図面の方ですが、図面番号が1、これが廃止路線の峰浜中央線です。旧広域農道の能代市との境から水沢大久保岱線の交差点までです。それから図面2番が廃止路線の町道蝙蝠淵線です。これが水沢大久保岱線の十字路から県道常磐目名瀉線の接点までです。それから図面3番が認定路線の大野大沢線です。これは旧常磐峰浜線の能代市との境から旧広域農道、大沢の信号機の一つについているところまでです。それから図面番号4番です。認定路線、大沢目名瀉線ですが、これが埴川向能代線の畑谷の直線道路から大沢方面に向かったT字路から新しく県道常磐峰浜線になる目名瀉までのT字路までの延長です。

○議長(須藤正人君) これより議案第103号について質疑を行います。質疑ありませんか。

2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） 全協でもお伺いしましたけれども、この蝙蝠淵線、舗装されて整備されたばかりなんです、そして間もなく県道になるということで、この工事をする前からもう県道に昇格されるっていうのが判っていたのではないかなと私は思われます。これを県道になってから整備されれば町の負担は非常に少なく済みますし、こういう情報というのは今すぐ始まったことではないと思います。何年も前から情報があったと思いますので、この点どうなのか、町長の考えをお伺いします。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えいたします。

この路線の整備については、以前から計画されて、順次計画的にやってきたもので、それから県道のこの振り替えについては、昨年度初めて県道、市道、町道ですね一体的なこの管理をした方がいいだろうというような試行的な扱いで浮上した話でありまして、それから県としては明日の一般質問にちょっとあるんですけども、県としてはこれ以上ですね、単独で県道は増やしていかないという大きな方針があるために、県道昇格については13年から頑張ってきましたけども、なかなか県の方では認めてもらえなかったと。ただ、能代以北のここまでの幹線については、自動車道の開通に伴って交通量が大幅に変化したと。従って、逆に南部の方については交通量が減って北部の方が増えるということになったので、もし能代市とか八峰町が話し合いがついたとすれば、こちらの方の部分については振り替えだけでも県道に昇格してもいいですよというふうな話になりましたので、これ浮上したのは今年度に入ってからのございますので、だから確かに今、ちょうどそういう話と合致したような感じはしますけども、計画してるのはもう蝙蝠淵線の整備は、もっと何年も前から計画的に中央線は整備していますので、その一環であります。ただ、今振り替えたにしても、逆に県の方からですね振り替る。こちらの方に道路についても、また県のお金です、いろいろな整備してもらわなきゃならないことがあって、今いろいろ要望しておりますので、事実上そうなりましたが、いろんな形でお互いに協力しながら整備を進めていくという方向に今していますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。7番皆川鉄也君。

○7番（皆川鉄也君） 確認だけお願いします。別紙の方になっているわけですけども、中央線の廃止路線の図面の1のところのですね、起点が大槻野西又の76番地の6地先なっ

てますけども、この赤の線引き見ますと、何か蝙蝠淵の端からこれ赤い線なあって、あそこ起点になってったすか。ということになると、あそこ大槻野の地番なるったすか。確認をお願いします。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。田村建設課長。

○建設課長（田村 博君） 蝙蝠淵線の起点と峰浜中央線の終点ですが、これは水沢大久保岱線の交差点、あそこになります。住所については間違いなくこれで、はい。

○議長（須藤正人君） 休憩します。

午前 11時58分 休 憩

.....  
午前 11時59分 再 開

○議長（須藤正人君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第103号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。従って、議案第103号は原案のとおり認定されました。

休憩いたします。午後1時再開いたします。宜しく願いいたします。

午後 0時00分 休 憩

.....  
午後 0時58分 再 開

○議長（須藤正人君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

日程第15、議案第104号、平成23年度八峰町一般会計補正予算（第9号）を議題とします。

当局の説明を求めます。伊藤副町長。

○副町長（伊藤 進君） 議案第104号、平成23年度八峰町一般会計補正予算（第9号）についてご説明いたします。

平成23年度八峰町の一般会計補正予算（第9号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正であります。

第1条歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億1,257万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59億936万1,000円とするものであります。

それから、第2条では債務負担行為の追加及び変更は第2表債務負担行為補正によります。

それから第3条、地方債の補正ですが、その追加変更は第3表の地方債補正によります。

そういうことで、最初に6ページをお開きください。

第2表債務負担行為補正ということで追加分であります。ただいまのポンポコ山のパークセンター建設中なわけでありましてけれども、その警備業務委託ということで24年度から28年度まで5年分195万3,000円を追加するものであります。

それから、変更でありますけれども、これは3月11日の東北太平洋沖地震復旧支援資金利子補給金ということで、限度額を785万6,000円から823万5,000円に増額するものであります。これは貸付額の増によるものでございます。37万9,000円の増でございます。

それから7ページ、第3表地方債の補正であります。これはこの度査定で決定いたしました公共土木施設災害復旧事業、それから林業施設災害復旧事業の限度額を定めるものであります。公共土木施設災害復旧事業については930万円、これは河川が5カ所、道路2カ所分であります。それから、林道施設災害復旧事業160万円、これは2路線、塙線と母谷山線の方でございます。

それでは、歳入の方から説明したいと思っておりますけれども、11月28日に条例改正等で動きました人件費等については説明を省略させていただきたいと思っております。

それから、全協で説明しました分についてと、それから町長が行政報告で述べました部分にかぶらないようにですね簡単に説明させていただきたいと思っております。

そういうことで、最初に歳入ですが、11ページ、12款2項1目民生費負担金、これは社会福祉費負担金ということで老人保健施設入所者への負担金ということで20万円の補正であります。これは利用者の負担の増額によるものであります。これに関連しましては、歳出の方で24ページに出てまいります。それから13款1項6目の土木使用料12万円

の減であります。道路使用料、道路敷占用料ということで12万円ですが、これは地価水準等の変動の見直しによりまして、具体的には電柱等の用途廃止による減額でございます。それから14款1項1目民生費国庫負担金684万4,000円の補正であります。社会福祉費負担金688万4,000円、これは実績を見込んだ中での増額補正であります。一つは国民健康保険基盤安定負担金ということで48万2,000円、関連予算が13ページに出てまいります。それから自立支援給付費負担金ということで640万2,000円、合わせまして688万4,000円の補正であります。次に、14款2項5目災害復旧費国庫補助金2,124万9,000円の補正であります。先ほど地方債の補正にも出てきましたけれども、一つは農林水産施設災害復旧補助金ということで246万6,000円、それからもう一つは公共土木施設災害等復旧費補助金ということで1,878万3,000円であります。それから、その次の13ページ、15款1項民生費負担金590万9,000円の補正であります。これは先ほど国庫負担金にも出てまいりましたけれども、社会福祉費負担金ということで590万9,000円、内訳は国民健康保険基金安定負担金ということで270万8,000円、それから自立支援給付費負担金で320万1,000円あります。それから15款2項1目総務費県補助金172万9,000円の補正であります。生活バス路線等維持費補助金ということで、生活バス路線等維持費補助金、これ岩館線です。その分が70万円、それからマイタウンバス費補助金、これは大久保岱線です。102万9,000円。1の生活バスの方は6分の1です。それからマイタウンバス費補助金については基準額の2分の1であります。これに関連したものは19ページの方にも出てまいります。それから、民生費県補助金195万7,000円の補正であります。社会福祉費補助金231万5,000円、これは障害者自立支援臨時対策事業費補助金231万5,000円あります。これにつきましてはシステム改修に伴うものでありまして、これも後ほど歳出の方にも出てまいります。それから2番目の児童福祉費補助金35万8,000円の減額ですが、内訳は子ども手当システム改修費補助金、これは100%の補助金です。26万円。それから幼稚園・保育所等自家発電機整備事業費補助金62万8,000円、これは保育園に自家発電機をつけた分の落札差額分であります。関連の歳出は両方とも27ページに出てまいります。それから、農林水産業費県補助金、5目ですが、これは127万3,000円の増額であります。農業費補助金ということで127万3,000円ですが、内訳は中山間地域等直接支払金2万9,000円の減額、それから地籍調査費補助金82万円の減額、それから農地・水環境保全公共活動推進交付金1万円の減額、これは実績であります。それから戸別所得補償制度導入推進事業費補助金23万2,000円、これは農業再生協議会へトンネルでいくものでありまして、

50ページの方に歳出でてまいります。まず中山間とかそれについては歳出の方で説明したいと思います。それから、地籍調査費補助金ということで、全協でも説明いたしましたがけれども、今回の3.11の地震で三角点等がずれている可能性があるということで、検証測量をやるということで190万5,000円の補正であります。これの歳出も31ページにございます。それから16款2項1目不動産売払収入461万6,000円の補正であります。一つは土地売払収入、町有地売払収入445万3,000円、これは漁業集落環境整備事業における代替地の売ったものでございます。それからもう一つ、その他不動産売払収入ということで町有林収入16万3,000円、これはナメトコ沢の公有林ミズナラの間伐売払収入でございます。それから18款2項4目自然再生基金繰入金ということで14万2,000円、これはJ-V E Rに係る基金から14万2,000円を繰り入れてくるということでございます。これは企業訪問用のプレゼン用のパソコンの購入費に充てるということで、32ページに出てまいります。それから19款1項1目繰越金5,638万3,000円、これは一般会計繰越金でございます。それから、次の16ページですが、20款4項3目の雑収入ですが555万7,000円の増額であります。雑入ということで内訳は大館能代空港利用促進費助成金ということで25万円、これは利用者が多くてアレだということで100人分の半分、これの関連は33ページの歳出に出てきます。それからオフセットクレジット売払収入ということで、これも49ページの方にも出てきますけれども、J C Bに200 t、それから秋田銀行に100 t売った分の売払収入です。それから中山間地域等直接支払交付金基金返還金、これは全協でも説明いたしましたけれども、適切でない農地が入っていたということで、その分を戻してもらおうということで11年分42万円であります。これも48ページに出てまいります。それからスプリンクラー費の助成返納金16万2,000円ですが、これも全協で説明いたしましたようにグループホーム親孝の里の面積がちょっと違ったということで、その分を返還するというものであります。それから21款1項2目衛生債、町債ですが、410万円の減額であります。これは保健施設整備債ということで埴川診療所のレントゲンの落札が終わって、その差額分に係るものでございます。それから災害復旧事業債1,090万円、公共土木施設災害復旧事業債、それから農林水産施設災害復旧事業債ということで、先ほどの地方債の補正にも出てまいりましたけれども、それに伴うものでございます。

それから、歳出ですが、1款1項1目の議会費ですが11万円の補正であります。これは人件費に関わる部分ですので説明を省略いたします。それから18ページ、2款1項1目総務費の一般管理費ですがけれども、これも人件費分ですので省略いたします。761万4,

000円の補正であります。それから財産管理費、5目ですが171万5,000円、これも人件費分でありますので、人件費の分省略いたしますけれども、17節の公有財産購入費、19ページのところですが、これは先ほど漁集の環境整備事業の関係で買った分もあったんですが、逆にこちらを買わなくちゃいけない分もあるということで、その分がこれ岩館の塚の台の分で218万8,000円であります。それから6目の企画費ですが、1,715万8,000円の補正であります。ここのところは11節需用費、12節、18節の備品までは、来年、日本ジオパークに立候補するというので、それに伴って岩館小学校の方に事務所を移すということで、それに伴う経費であります。修繕費は岩小の修繕費、それから通信運搬費についてはネット回線等の整備、それから備品についてはFFのストーブを2台買うということでございます。これから19節の負担金及び交付金ですが、広域消防費負担金、それから広域消防費特別負担金、これについては負担割合の変更によるものであります。それから、生活バス路線等維持費補助金、それからマイタウン維持費補助金、これにつきましては先ほどの13ページで説明いたしました県補助の分を入れて町の持ち出し分を入れた額でございます。それから定住奨励金610万円、これ当初、かなり見てたんですが、使い切って、今後また単身の人で大体8件ぐらい、それから世帯で14件ぐらい見込めるということで、その分でございます。それから9目の自治振興費65万円の補正ですが、これは町有バスの燃料費、当初取っていたよりもずっと燃料代が上がっていますので、それで55万円。手数料10万円、これは運転手の手数料です。それから10目の交通安全対策費65万9,000円の補正ですが、これはカーブミラー3基分ということで役務費手数料でございます。それから12目地域情報化事業費78万8,000円の補正ですが、これは光ケーブル移設工事負担金ということで、東北電力の電力柱が移設なったことに伴いましてですね光ケーブルの移設もやらなくちゃいけないということで、これはNTTに払う分でございます。それから2款2項1目税務総務費、これにつきましては265万5,000円の補正ですが、共済費のところまではこの度の改正に関わるものでございます。それから賃金が日々雇用者ということで35万円、これは申告等に伴う臨時を雇うということであります。それから、委託料の13節、法改正対応業務委託料ということで、これも住民税の法改正に伴うシステム変更に伴う委託料でございます。それから2目の賦課徴収費11万8,000円の補正です。これは燃料費はガソリン代、それから印刷製本費は窓口用の再発行納付書並びに領収書の分でございます。それから22ページ、2款3項1目戸籍住民基本台帳費、これの4節までは省略いたします。11節の需用費6万5,000円、印刷製本費ですが、



これは戸籍住基用の改ざん防止用紙の印刷分でございます。それから2款6項1目監査委員費、これは費用弁償1万1,000円の追加であります。それから3款1項1目社会福祉総務費24万4,000円の補正であります。これも次のページの共済費のところまでは給料改正に伴うものでございます。それから役務費の3万7,000円、それから公課費の1万2,000円につきましては、今回、日赤より災害救護車両というんですか、それが寄贈されるということで、その分でございます。それから2目の老人福祉費60万円の補正ですが、これは先ほど歳入でも出てきましたけれども、その分の老人保護費措置費負担金ということで60万円であります。それから障害福祉費1,745万8,000円の補正であります。委託料、ここの部分についても先ほど歳入のところに入ってきたところに町の持ち出し分を入れた分の額でございます。委託料が143万4,000円、扶助費が1,602万4,000円でございます。それから5目の国民健康保険費ですけれども、877万5,000円の補正であります。共済費までは省略します。それで8節の繰出金ですけれども、国保会計への繰出金868万3,000円あります。それから6目の介護保険費248万8,000円の補正ですけれども、これも共済費のところまで省略して、委託料ですけれども、これも介護保険システムの改修委託料ということで、この歳入については後で、まだ率はっきりしませんけれども、県の方からも入ってくるということでございます。それから7目の後期高齢者医療費4万5,000円、これは人件費であります。それから8目高齢者コミュニティーセンター管理費41万4,000円の補正ですが、これは湯っこランドの灯油代であります。それから3款2項1目児童福祉総務費、これも共済費までは説明を省略しますが、13節の委託料、子ども手当システム改修委託料ということで、これは県から100%来るということで、13ページの歳入に対応した分あります。それから2目の子ども園費34万4,000円の補正であります。これは需用費54万8,000円、これは灯油代であります。それから役務費、手数料、これは消火器の廃棄分とFFストーブのオーバーホール代でございます。あと、備品購入費の33万4,000円ですが、自家発電機、これは落札額の50万8,000円と消火器を33本買うということで17万4,000円あります。それから28ページ、4款1項1目保健衛生費、これは全部人件費でありますので省略いたします。それから6目診療諸費413万5,000円の減額です。これは先ほど8ページで申し上げましたようにX線レントゲンの落札差額分を落とすということです。それから6款1項1目農業委員会費ですが、これは人件費だけですので省略いたします。それから、農業総務費、時間外だけ今までの実績で、もう43万円ぐらい足りないということで、その分入っております。それ以外は条例改正に伴うもの

でございます。それから需用費の、これも燃料はガソリン代であります。それから、工事請負費で73万8,000円減額してはいますが、おらほの館盛土設置工事ということで、これは全協でも説明しましたように太陽光パネルの設置終えたときに、その時にもうある程度やってしまって、設置面積が減ったために減額するというものであります。それから3目の農業振興費25万1,000円の減額であります。これは13ページの歳入のところでも出てきましたけれども、中山間地域等直接支払交付金ということで不適切な農地がある分について歳入でも落としましたんですけども、歳出の方でもそれに町の持ち出し分を入れた分を落とすということでもあります。それから、ミョウガの根茎腐敗病の防除対策費補助金ですけども、これは実績で21万3,000円余ったということでございます。それから5目の農地費35万7,000円の減額ですけども、これも耕作放棄地再生利用活用費補助金が確定したということで実績によるもので35万円です。それから7目水田農業構造改善対策費23万2,000円の補正ですけども、これも戸別補償等制度導入推進事業補助金ということで、13ページの方の県補助金にありましたように、トンネルで再生協議会の方に出してやるということです。それから地籍調査費118万1,000円、人件費を除いて需用費、役務費、委託料については、先ほどの歳入の14ページで言いました検証測量に伴う分の経費でございます。それから10目の猿害対策事業費30万円の補正でありますけれども、これも猿害対策関係報償費ということで緊急出動分、それから捕獲奨励金分でございます。それから32ページ、6款2項1目林業総務費、これは人件費ですので省略します。それから2目林業振興費、これにつきましては14万2,000円の補正であります。最初の需用費の消耗品ですけども、大型の印刷機を買うということで、その紙代、ロール紙代でございます。それから委託料の20万2,000円の減額は、これはGIS導入業務委託が入札終わったということで落札差額であります。それから使用料及び賃借料地図データということでありますけれども、これは管内図を背景として使うためのデータ使用料でございます。それから18節の備品購入費、J-VER事業用パソコン14万2,000円、これは15ページのところでも出てきております。それから事務員等印刷機購入費ということで先ほどのロール紙を使う印刷機の購入で182万1,000円であります。それから7款1項1目商工総務費3万3,000円の減額ですが、これは人件費ですので省略いたします。それから商工振興費7万9,000円、使用料7万9,000円、これはコピーのリース料であります。それから3目の観光費ですけども、72万1,000円の補正であります。職員手当のところでは時間外手当ということで観光関係の方で、もう22万1,000円ぐらい必要

だということで補正いたします。それから補助金ということで、大館能代空港利用促進助成金50万円、これ先ほど16ページの雑入のところでその半分の25万円が県の方から来るということで、その対応額であります。100人分を見ています。それから6目のポンポコ山公園管理費、補正額ゼロ、これは組み替えであります。工事の落札差額等で委託料を100万円、それから工事請負費を650万円を減額いたしまして、備品購入費として公園遊具管理備品、それから冷暖房機器をそれぞれ買って750万円充てるというものであります。それから7目の温泉管理費ですけれども、106万6,000円の補正であります。これは委託料93万円、いさりび原泉井戸、これも全協で説明いたしましたように、井戸内をカメラ撮影するための委託であります。重機使用料13万6,000円は、そのためにクレーンを借り上げるというものでございます。それから8款1項1目土木総務費ですけれども、これは全部人件費ですので説明は省略いたします。それから、8款2項1目道路維持費84万5,000円の補正ですが、4節までは、これは省略いたしまして、需用費の31万5,000円、修繕料ですけれども、これは町道滝の間線の照明灯を交換する修繕料でございます。あと、それに伴う役務費16万円、それから使用料、それに伴うというか役務費、人夫賃とか、それから自動車の借上料がそれぞれ16万円、23万3,000円足りないということであります。それから15節のところは、町道舗装補修費ということで100万円の補正、それから法面保護工事ということで100万円の減額ということで、内荒巻線の分が災害で取ってもらったためにその分減額して、笹森線の舗装補修に充てるということであります。それから道路新設改良費は人件費でありますので省略いたします。それから8款5項1目住宅管理費、共済費までは省略します。11節需用費修繕料ですけれども、これは灯油タンク、それから電気温水器の交換修繕料でございます。それから委託料、これは確定による落札差額で31万1,000円、それから負担金補助金ということで補助金、住宅リフォーム緊急支援事業補助金300万円、大変評判がいいということで需要があるということで、もう300万円追加するというものであります。それから9款1項1目常備消防費ですけれども、これは人件費ですので省略します。それから非常備消防費22万1,000円の補正ですが、需用費の消耗品については、これは新入団員の制服3人分、それから備品の8万円は消防本部のブラバンのトランペットの8万円であります。それから3目の消防施設費5万円ですけれども、これは積載車の燃料代、それから5目防災無線施設費65万1,000円ですけれども、これは備品、防災無線、行政無線の戸別受信機ということで全協で説明していますように八森地区の分10個買うということでございます。それから次のペー

ジ、教育費はちょっと今、後で教育長の方から言いますので、省略して飛びまして、46ページ、11款1項2目林道施設災害復旧費562万2,000円の補正であります。これは12ページで言いました塙線と母谷山線の分の対応額であります。それから11款2項1目公共土木施設災害復旧費ということで2,921万6,000円、これも12ページで言いました災害に対応する分で5河川、2道路分でございます。13款2項1目の国県支出金返納金ということで48万円の補正であります。これは親孝の里のスプリンクラーの分の面積違いの戻してやる分16万2,000円。それからその次の国県支出特別児童扶養手当事務取扱交付金、これ確定に伴うものであります。2,000円。それから中山間地域等直接支払等の交付金、これも16ページのところに言ったものに対応する分でございます。それから13款3項基金費ですが、1目の財政調整基金445万3,000円の補正であります。これは先ほど14ページで財産収入で入ってきました土地売払分を積み立てるというものであります。それから自然再生基金費472万5,000円の補正であります。これも16ページの雑入で入ってきましたJ-VERの売った分のクレジット分472万5,000円、当初で100万1,000円取っておりますので、今回は472万5,000円ということになります。

以上であります。宜しくお願いします。

○議長（須藤正人君） 千葉教育長。

○教育長（千葉良一君） ご苦勞様でございます。私の方から教育費関係の説明を申し上げます。

41ページになります。条例改正に伴う人件費につきましては省かせていただきます。10款教育費2項小学校費2目水沢小学校費の15万円の需用費の補正させていただきました。冬季に入りまして不測の事態にもしあれば対応するためということで、修繕料として15万円を計上させていただいたものでございます。次の42ページになります。学校管理費については人件費であります。2目の峰浜中学校費242万円の補正でございます。需用費の15万円につきましては、先ほどの水沢小学校と同じように不測の事態に対応するために15万円の修繕料として計上させていただいたものであります。また、備品購入費227万円につきましては、教材備品ということで、全協でもお話いたしました60年ぶりに教育基本法が改正になりました。それを受けて学校教育法、または学習指導要領が大幅に改正になりまして、その指導書及び指導者用の教材を購入するということでございます。次のページ、4項社会教育費の社会教育総務費の中の9節旅費24万5,000円、普通旅費分でございますが、本年度も社会教育主事を養成しようということで当初予算に

費用を計上いたしました。これは岩手大学で開催される夏季の講習でありました。幸いといいますか職員がスポ少の指導者でもありまして、全県大会へ出場するそのための練習とぶつかってしまいまして、やむなく欠席をいたしました。今回、東京での実施の講習会に参加申し込みをしておりましたが、それが認められましたので、その経費ということで差額を計上させていただいたものでございます。3目の文化活動費の35万円につきましては、これも全協でお話しました2月19日に東京都八丈町で開催される第7回の八丈島芸能文化交流会に招待を受けまして、それに出席するための助成費でございます。また、4目の峰浜文化交流施設管理費として暖房機器の購入のために14万2,000円を計上してもらいました。これは平成4年に取り付けした暖房器具でありますけれども、だましまし使っていましたけれども故障が起きて、部品がないということで今回取り替えさせていただくということで計上したものであります。次に5目の八森文化交流施設管理費、ファガスの管理費の15万円の計上につきましては、水沢と峰浜中学校と同様、不測の事態に対応するために修繕料として15万円を計上させていただいたものであります。45ページになります。5項の保健体育費、学校共同調理場運営費、11節の需用費の31万3,000円、燃料費でございますけれども、燃料費の高騰に伴うもので、これは調理用のボイラーのための燃料費であります。

以上でございます。宜しく願いいたします。

○議長(須藤正人君) これより議案第104号について質疑を行います。質疑ありませんか。

2番見上政子さん。

○2番(見上政子さん) 何点かあるんですが、今まず一番わかりやすいところで、子ども手当システム改修委託料が歳入歳出で出てくるんですけれども、特別徴収制度に伴ってシステム改修するというふうなこと、ちょっとそういうふうな話もあったようなんですけれども、この特別徴収に伴うということではいろんな児童の未納分、給食費とか保育料とか、それから子どもに関わる分がいろいろ未納になっている場合、子ども手当から徴収することができると言いましても、これ自動的にできるわけではないので、これを制度を使うに当たってかなり慎重には慎重を期していかなくちゃいけないと思うんですけれども、この特別徴収制度に伴ってこのシステム改修も必要だというふうなことです。この特別徴収制度とこのシステムのことについて何かお考えがあったらちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長(須藤正人君) 佐々木福祉保健課保長。

○福祉保健課長（佐々木充君） お答えします。

今回子ども手当システム改修委託料26万円計上してはいますが、いわゆる10月からですねいわゆる児童手当、特別立法と言った方が合っていると思うんですけども、一つは支給金額の変更がありました。今まで子ども手当、中学生以下一律1万3,000円支給であったんですけども、それが3歳未満は1万5,000円、それから3歳以上で小学生までですね、これは1万円になったんですけども、3人目の子どもに限っては1万5,000円と、それから中学生は1万円ですと、こういう10月から支給方法変わっています。それで今回この法律が変わったシステム改修の中身はですね、このお金の変更、支給金額の変更、それから法律の中でですね、今、議員おっしゃったように特別徴収もできますよと、いわゆる義務ではないんですけども、しなければならないという表現ではないんですけども、必要というんですかね、そういう事態があった場合、特別徴収もできますよという法律改正になっています。それから、帳票ということで、何というんですか、これらのものを合わせてですね当初予算100万円計上している分と合わせて、今回その追加分というんですかね26万円、国の方から全額財源が来まして、それでシステム改修するものです。それで、考え方というんですか、特別徴収をどうするのかという考え方だと思うんですけども、うちの方、福祉保健課の方では、いわゆるそれらについて支給、或いは特別徴収するかということ電算の方で対応しますけれども、実際、保険料、拡大して国の方の考え方であれば給食費等も可能であるというふうな、それは市町村の判断ですよという中でQ&Aに記載されています。ですからうちの方としては、実際、保育料等を担当している課の方で徴収するというんですかね、それ当たると思うんですけども、それらの状況でうちの方に協議があった場合については、上の方と話しながらそういう対応も可能ですよと、そういう中身でございます。あとは所管の方のものに関しては、ちょっと私の方ではお答えを差し控えさせていただきます。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） 19ページの企画費の定住奨励金ですけども、資料の方にもありました。定住者が増えて非常に結構だと思うんですけども、この定住者、今までも他県から定住してきた場合、Uターンとかあった場合に、いろんなやはりそこに住んでいた人たちの生活実態と比べて、苦情というかいろいろ出てくると思うんですね。それで、当局とのトラブルもいろいろあったというふうなことを今まで聞いているんですけども、そういう場合に当局の職員の態度が非常にこう何ていうかぶっきらぼうであっ

たり、受ける方にとっては冷たいというか、そういうふうな声も聞いたことあるんですけども、今までそういうふうな移住者からの苦情とか、それから要望に対して何か具体的な答えとか、何かあったものでしょうか。その辺教えてください。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。産業振興課長。

○産業振興課長（須藤徳雄君） お答えいたします。

定住奨励については、今年度から産業振興課の方で行っております。産業振興課の方にはそういった苦情、トラブルといったようなものについては報告がございません。それから、職員の態度が悪かったというような話もございません。

うちの方にいろいろあったのは、Uターンじゃなくて直接Iターンというか、八峰町に縁のない方がこちらの方で暮らしたいといった場合に、なかなか自分に合ったようなお家がない、つまり一人か夫婦二人といった形で暮らしたいんだけど、こちらにあるお家というか住宅が非常に大きいと。それから田畑もあるとか、そういったミスマッチングというものについて何かいい方法はないかといったような苦情というかが相談はございます。その他については今のところございません。

以上です。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。3番柴田正高君。

○3番（柴田正高君） 戸別所得補償についてお尋ねいたしますけども、金額は23万2,000円、県から入ってきたのがそのまま農家の方に補助金として支払われたようですけども、この戸別所得補償は農家が参加・不参加も含めて申請し、そして作付品目、今年から畑作についても適用になりましたので、転作でどのような作物を作付するか、その面積も含めて農家の申請で、それがそのとおりの面積に作付されているかどうか職員の方で確認して払われる金額だと認識しているんですが、本来であればこれが追加補正で出てくるというのはちょっとおかしいのではないかなという気がするんですが、その点について説明してください。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。松森農林振興課長。

○農林振興課長（松森尚文君） 柴田議員のご質問にお答えします。

この前の全協、私親戚で葬式ありまして欠席したんですけども、資料は渡してありますけども、今回補正した戸別所得補償制度導入施設事業費補助金なんですけども、23万2,000円の増額になってはいますが、これについては事務費、いわゆる町の再生協議会ありますけども、戸別所得補償を推進するための事務費であります。それに関わるものが16万8,

000円の減額、逆にもう一つ、この補助金を通して支払われるのが今年度から国の方で持った法人化した場合支援金を出すと。一つのアレが40万円ということで、これ来年の2月に、山本優人さんもおりますけれども、真瀬ファームさんの方で今、集落営農組織なんです、さらにバージョンアップして法人化すると、その40万円もこの補助金を国から県を経由して来るということで23万2,000円不足なったということで今回補正させていただきました。それから行政報告でも申し上げましたが、農家に来る米の所得補償金とか、大豆とかいろいろあるんですけれども、あれは直接国から、農家が国へ申請して、農家の口座に振り込まれております。2億何千万円入っていますけれども、これは既に11月の21日に農家の皆さんに振り込まれております。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。10番佐藤克實君。

○10番（佐藤克實君） 34ページの7-1-6のポンポコ山公園管理費ですけれども、ここに委託費、そして工事請負費、それぞれ750万円、合わせて、これがキッチリ18節の備品購入にしているわけですが、たまたまその落差が出てこれに充てたのか、たまたま金額が同じになったのか、仮に落差がこの半分だったらどういうふうな予算組みになったのか、やはり当初から必要なものは必要なものとして予算組みして総体の金額を出していくべきではないかと思うんですけれども、この予算取りのこの考え方ね、ちょっとやっぱりまた前に戻ったような感じになってうまくないことだと思うんですね。こういう見方っていうのは。だから、もし足りなかったらどうするのかということになるわけで、やっぱりこの辺の考え方ね、当初からの考え方を、やはり必要な物は必要な物として最初から見るとというのがやっぱり筋だと思うし、予算として。この辺をちょっとお聞きしたいんですけれども。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。須藤産業振興課長。

○産業振興課長（須藤徳雄君） お答えいたします。

今回のこの件であります、ご承知のとおり当初の予算の段階ではパークセンターの中身というのは、まだまだ流動的でした。当初予算の中では、あの施設について冬場の閉鎖というか、そういうことも論議されておりました。その中でありましたので、実は最初の計画の中では、こういった冷暖房のものがなかったわけですので。その後、やはりオールシーズンの施設がよいのではないかといった意見が全協の中でもございました。そういった形で、やはり冷暖房関係については必要だろうということであります。しかも全体の事業費の中でそれをクリアしたいと考えておりますので、今回



はその入札差額の部分を入れ替えというか、備品の方に入れたということでございますので、もし入札差額がなければ、この750万円というのはまた追加という形でお願いしたことになります。いずれ思いとしては、当初いただいた当初予算の中で全て終わりたいなという考え方から、このゼロというふうになったわけでございます。

以上であります。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。5番門脇直樹君。

○5番（門脇直樹君） 生活バス路線維持補助金で約780万円ぐらい、これに関連した質問は明日一般質問でするんですが、これのほかにスクールバスで年間約3,500万円ぐらいですか、教育長。そして今、保育園の統合、この問題で検討委員会も立ち上げて盛んに議論しているところだと思いますが、その中で当然保育園の統合がなされればスクールバス、送迎も考えなければだめだと思います。年間、今現在で3,500万円のスクールバスが維持経費がかかっている中で、保育園のそのスクールバス問題は今現在議論なされているのか、どういう方向性なのか教えてもらいたいと思います。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。加賀谷幼児保育課長。

○幼児保育課長（加賀谷敏一君） お答えいたします。

建設関係の委員会については、候補地を選定しましたので終了しました。バスについては、まだ具体的ではございません。建設と並行して進めていくことになるだろうと思います。ただ、運転手については、子ども園の通園バスは普通のバスと違って小さい子どもさんを乗せますので、小学校・中学校のバスと併用・兼用というわけにはいかないだろうと思います。ただ、詳細についてはこれからになります。

以上です。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。10番佐藤克實君。

○10番（佐藤克實君） 先ほどの7-1-6の件なんですけども、全協で同じことを説明してあったのを記憶あります。ただね、冬場のその営業というか運営もするというのは、全協の話が出たけど、そうするんだっていう決定したっていうのは記憶がちょっとないということと、仮に冬場でなくてもね春先何月からあそこオープンするのかわからないけど、秋何月まで仮にね、冬場やんなくても、やらないとしても、暖房とかは必要なわけですよ、はなから。だから、やっぱり当初からやっぱり見るべきだと思うんですね。冬だけこのストーブが必要だっていうわけでないので、冬場はいつからいつまでととらえるのか判らないけども、これはちょっと答弁に足りないのかなと思うんですね。だか

らやっぱりね、もうちょっとねちゃんとした答弁を。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。須藤産業振産課長。

○産業振興課長（須藤徳雄君） オールシーズンにしていこうといった話は、確かに議会の皆さんの話し合いの中で出てきたものだと私は思っております。そういった中で、当初本当に秋までの季節と考えておりました。ですから、夏場は窓を開けてということもありますし、冬場はそんなに寒くならないうちですので、普通のストーブなんかを用意するのでいいのかなということで当初の中に入ってなかったということでございます。いずれ先ほどの言った話以上のものは、なかなか出てまいりませんが、そういったことでございます。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） 38ページの住宅リフォーム緊急支援事業補助金300万円補正されていますけれども、町長の考え方として来年度のその住宅リフォームについてどのようにお考えなのか。県の方では今のままではなく、いろいろ変更した形で助成されると思うんですけれども、この住宅リフォームについての考え方、非常に業者の皆さん喜ばれていますけれども、お考えを一言お願いします。

○議長（須藤正人君） 加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えいたします。

この間、全協でもちょっと話、話はしなかったけれども、県の方で来年度継続に向けた方向性は出していますけれども、ただ、中身の問題がまだ定まっておりません。従って、県の方の中身をよく見てからということになりますけれども、うちの方も呼応しながら継続する意向で進めたいと思っています。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。5番門脇直樹君。

○5番（門脇直樹君） 先ほどの質問に関連してまた質問しますが、その送迎バスをもし運行するとすれば、やはり全体的に考えればスクールバスの形態も変わってくる可能性もあるし、やはりそういうのは建設と一緒に進めていくのではなくね、前もって予測できる問題はね、早目早目に対処して検討委員会等を立ち上げてね、やっぱり議論していく必要があると思うんですよ。例えばスクールバスと保育園の送迎バスと併用できるのか、できなければまたバス会社に。バス会社でない、そういうところに業者に委託するのか、直営でやるのか、やはりいろんな選択がありますのでね、そしてまたスクールバスにも影響してくるそういう可能性もあるので、やはりこういう議論は早目早目に対

処すべきだと思いますが、どうですか。

○議長（須藤正人君） 加賀谷幼児保育課長。

○幼児保育課長（加賀谷敏一君） お答えいたします。

ある例でございます。旧琴丘町で4カ所の保育所を統合した経緯がございます。そこでバス2台運行しております。その運転手は、運転業務のほか、雑役、草刈り、或いは役場庁舎本庁との連絡、或いは見学用のバスの運転ということで、そういうふうな使われ方もございます。これについては門脇議員おっしゃるとおり、これから詰めていきたいと、いかなきゃならないと、こう考えております。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。9番山本優人君。

○9番（山本優人君） 19ページの企画費のうちの負担金の広域消防費の負担金についてちょっとお聞きします。

明日一般質問で改めて広域組合のことを聞きたいと思っておるわけですが、今回のこの260万円、それから10万円程度の補正がですね、中身が全くわからないわけです。広域議会の中での補正の増額による町の増額なのか、それすらもわからないというふうな提案の仕方では、何のために出しているのかという、中身がわからないまま、サッパリ判らないというふうな状況なのでですね、この点についてのみ今回聞きたいと思います。

○議長（須藤正人君） 答弁を求めます。武田企画財政課長。

○企画財政課長（武田 武君） 今回の広域消防の負担金関係ですけれども、この変更の事由としては均等割、この5%。それから人口割50%、それから消防費の基準財政需要額、交付税関係のものです。これが40%、あと今回一番大きな要件については、出火救急出動、これらの確定という形のもので金額が定められたもので、その分の補正という形になっています。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。10番佐藤克實君。

○10番（佐藤克實君） 39ページの9-1-5防災無線の関係なんですけれども、先般、横間地区に落雷ありまして、かなりの被害が出たわけなんですけれども、電気系統にも被害出たというような話聞いていまして、防災無線にも何か機材トラブルがあったような話も聞いております。実際はどの程度のトラブルあったのか。或いはあったとしたらどういう対応をとったのかというのをもしあれば報告願えればありがたいです。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。田村総務課長。

○総務課長（田村 正君） この間の落雷に関しては、防災無線の故障はございませんで

した。ただ、各家々にはですね、今把握している時点では26件の被害があったそうです。  
以上です。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。3番柴田正高君。

○3番（柴田正高君） いさりび温泉の井戸調査に関してお伺いいたします。

パイプの中にカメラを入れて調査を行うということのようですが、この調査によって  
ですね破損等が確認された場合、どのような対処、修理の仕方といたしますか、それを考  
えておられるか説明してください。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。田村建設課長。

○建設課長（田村 博君） ただいまのご質問にお答えします。

3月の地震の影響じゃないかなということで、途中で管が破損しているのではないか  
という、そういう話でした。ポンプが上に引っかかって上がってこなくて、それで時間  
をかけてようやく上げたというのと、それからポンプの吸い込みが砂、小石が吸い込ん  
でいるようだというそういう話です。どの辺がそういう破損しているのかということで  
今回の委託と借り上げを補正させていただきました。カメラで調査なんですけど、その結  
果によっては、内側にもうちょっと細い管を入れて周りの、破損箇所の内側に細い管を  
入れて内側にポンプを入れる、それで引っかかりと砂の吸い込みを防げるんじゃないか  
ということで、とりあえずはカメラで確認してから再度補修方法を検討したいというこ  
とです。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。3番柴田正高君。

○3番（柴田正高君） 今現在、管径より細いのをに入れて組み上げた場合、当然組み上げ  
るポンプの容量等との関係もあるんでしょうけども、細い管になるわけですから組み上  
げ量は当然少なくなるのではないかなという感じがいたしますけども、それアレなんで  
すか、その今現在よりも少なくなっても十二分に対処できるというぐらいの関係なるの  
かどうか、そこら辺ももうちょっと詳しくお願いいたします。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。田村建設課長。

○建設課長（田村 博君） 内側の管を入れてもポンプの径位には差し支えないようなん  
ですが、ただ、吸い上げの能力が若干落ちているようなので、その辺も検討してみたい  
というそういう話です。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第104号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。従って、議案第104号は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第105号、平成23年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

当局の説明を求めます。金平町民生活課長。

○町民生活課長（金平公明君） それでは、議案第105号、平成23年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）についてご説明します。

第1条、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ487万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億8,126万5,000円とするものです。

平成23年12月20日提出

八峰町長 加藤和夫

内容については5ページ目を開いてください。

歳入でございます。4款1項1目療養給付費交付金49万7,000円の減額です。これは交付決定額の減によるものでございます。それから7款1項1目高額療養費共同事業交付金でございます。これも交付見込み額の減による998万3,000円の減額でございます。それから6ページです。9款1項1目一般会計繰入金、これも国・県の交付決定額によるものでございます。868万2,000円の追加でございます。内訳は1節の保険基盤安定繰入金保険税軽減分で328万9,000円、それから2節の保険基盤安定繰入金保険者支援分96万5,000円です。それから6節の財政安定化支援事業繰入金442万8,000円でございます。合わせて868万2,000円の追加でございます。それから10款1項2目その他繰入金でございます。667万5,000円の追加でございます。これは補正額の対応にする部分でございます。

それから歳出でございます。1款2項1目賦課徴税费、11の需用費、印刷製本費でございます。これは納付書等のシステム改修に伴う印刷代でございます。それから2款1

項2目退職被保険者等療養費給付費でございます。19の負担金及び補助金でございます。これは給付見込み額の不足による327万6,000円の追加でございます。これは退職部分の分でございます。それから、次の4目でございます。退職被保険者等療養費、これも給付見込み額の不足に伴う14万1,000円の追加でございます。これも退職の分でございます。それから2款2項2目退職被保険者等高額療養費負担金でございます。これも療養費の不足分による追加で111万円の追加でございます。それから7款1項1目高額療養費共同事業費拠出金でございます。これは財源の移動部分でございます。それから10款1項1目一般被保険者保険税還付金でございます。23節の償還金利子及び交付金でございます。これは還付金の不足で30万円の追加でございます。

以上でございます。

○議長（須藤正人君） これより議案第105号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第105号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。従って、議案第105号は原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第106号、平成23年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

当局の説明を求めます。金平町民生活課長。

○町民生活課長（金平公明君） 議案第106号、平成23年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,630万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億3,330万9,000円とするものです。

平成23年12月20日提出

八峰町長 加藤和夫

5ページをご覧ください。

歳入でございます。8款1項1目繰越金、これは補正財源に対応する繰越金でございます。

それから次のページ、歳出でございます。2款1項5目施設介護サービス費給付金でございます。19の負担金、これは給付費の不足分による800万円の追加でございます。それから、2款2項1目介護予防サービス費給付金でございます。19の負担金補助及び交付金で700万円の追加でございます。これも給付費の不足による追加分でございます。それから7目の介護予防サービス費計画給付費でございます。19の負担金補助及び交付金でございます。これも給付費の不足分による30万円の追加でございます。それから2款4項3目高額介護サービス費の19の負担金補助及び交付金でございます。これは高額の合算による不足分でございます。これは平成20年度に遡って還付される部分で、9月の段階で連合会の方から決定なっております。その支払いのための追加で1,100万円の追加でございます。

以上でございます。宜しくお願いします。

○議長（須藤正人君） これより議案第106号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
10番佐藤克實君。

○10番（佐藤克實君） この歳入に関してなんですけども、今回この繰越金だけの歳入でありまして、そしたら歳入の繰越金があと幾らあるのかすごい心配になってくるわけですね。ですから、この前の会計もそうなんですけども、一般もそうなんですけども、やっぱり予算説明の際にですね、その繰り越しの残ね、もし判っていたら教えていただければと思っていますので、宜しくお願いします。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。金平町民生活課長。

○町民生活課長（金平公明君） お答えします。

正確な数字はつかめていませんが、介護については、まだ3,000万円ぐらいの余裕がございます。

以上でございます。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。9番山本優人君。

○9番（山本優人君） 1,100万円の補正ですけども、今年度だけなのか、この後も額は変わりながらこれが出てくるのか、その点、何か3年分まとめて払うというふうに分かたないけども、その辺はつきりお答えください。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。金平町民生活課長。

○町民生活課長（金平公明君） お答えします。

これは法改正に伴いまして、20年の4月に遡って今年度はこの額で3年分支払う形になります。この後が、また発生すると思います。その時は新年度の24年度予算で対応したいと考えております。今回の1,100万円の追加は、3年遡った分でございます。

以上でございます。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第106号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。従って、議案第106号は原案のとおり可決されました。

日程第18、議案第107号、平成23年度八峰町営簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

当局の説明を求めます。田村建設課長。

○建設課長（田村 博君） 議案第107号、平成23年度八峰町営簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）をご説明します。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ182万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,490万円とします。

説明については5ページの方を宜しく申し上げます。

5款1項1目繰越金です。前年度繰越金182万7,000円。

歳出の方は6ページです。1款1項1目一般管理費、2、3、4については人件費の方です。13節委託費、これが水道システムカスタマイズの委託料ということで、各戸給水のデータを紙データからプログラムデータに変更したいというものです。それから27



公課費ですが、消費税の税が確定しましたので予算計上してあった300万円を減額するものです。それから7ページ、1款2項1目八森地区施設管理費ですが、これは手数料になります。この手数料は、現在小入川取水を小入川と横間の方から取水しておるんですが、小入川の方、直接浄水場の方に取水していますので、大雨のとき濁り水が入ります。それで小入川の取水を沈殿池を通してろ過池の方へもっていきたい、それから横間の方は水がきれいなので、直接ろ過池の方へもっていきたいということで、これらの水質検査の手数料になります。それから漏水時等の作業員の派遣手数料、これで11万8,000円の補正です。

以上です。

○議長（須藤正人君） 田村課長、繰越金の残はどれくらいですか。

○建設課長（田村 博君） すいません、残額はわかってないです。

○議長（須藤正人君） これより議案第107号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
10番佐藤克實君。

○10番（佐藤克實君） 繰越金の件ではなくて、それは後でご報告願えればと思います。

この委託料のですねシステムカスタマイズですか。これのですね、これ本年度っていうか来年度とかで終わるんですか。かなりかかりそうな気がするんですけども、この後もこういう形で出てくるのかどうか、ちょっとお聞きします。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。田村建設課長。

○建設課長（田村 博君） お答えします。

単年度で終わります。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。9番山本優人君。

○9番（山本優人君） 同様の質問なんですけど、これ、水道と一緒に下水道も何か請求の明細みたいな出てますよね、個人宅に。ですから、そっちの下水道の部分も入ったカスタマイズ、修正だろうが、それと一般会計の中にあつた5 m<sup>3</sup>以下の使用料のは半分にするとかというふうな条例、変更あつたと思うんですが、アレもこの機械で変更なるのかどうか、それも含めて答弁お願いします。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。田村建設課長。

○建設課長（田村 博君） このシステムの中には下水道の方も入っております。

先ほど言った5 m<sup>3</sup>の分ですね、それについても今回この委託の中で改正していきます。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第107号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 異議なしと認めます。従って、議案第107号は原案のとおり可決されました。

日程第19、議案第108号、平成23年度八峰町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

当局の説明を求めます。田村建設課長。

○建設課長(田村 博君) 議案第108号、平成23年度八峰町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)をご説明します。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ541万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,390万8,000円とします。

説明の方は5ページの方をお願いします。

歳入の方です。4款1項1目繰越金です。前年度繰越金541万8,000円の補正です。

歳出は6ページの方をご覧ください。1款1項1目一般管理費、3節、4節は人件費なので省略させていただきます。27公課費、消費税納付金370万円、これにつきましては前年度500万円以上消費税を払った場合、次年度から4回にわたって納付してくださいということで税務署から連絡が入っております。今回については12月分と3月分の消費税分です。残りは24年度の方からの支払いとなります。7ページ、1款2項1目八森処理区施設管理費です。11節需用費、それから12節役務費なんですが、これは12月の5日に停電の警報が入りまして、現地の方を確認しております。敷地内の電柱から施設にいくケーブル3本のうち1本が漏電して施設の電気が止まっておりました。自家発電の発電でとりあえず施設の方は稼働してあったのですが、その自家発電機の燃料費、それからケーブルの補修のための修繕料で91万4,000円、それと手数料なんですが、返送汚泥が

ンプ、それからエアレーション、それから汚泥脱水機系統が自家発電機になると自動が効かないということで、24時間、人が付きっぱなしになります。その緊急施設維持管理手数料ということで43万9,000円、合わせて135万3,000円の補正をさせていただきます。

○議長（須藤正人君） これより議案第108号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
3番柴田正高君。

○3番（柴田正高君） 何日ぐらい自家発電が稼働してあったと考えておりますか。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。田村建設課長。

○建設課長（田村 博君） 5日の停電から修理まで12日の午後の修理で完了でした。それからあとは、はい、電力の方、今、稼働しています。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第108号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。従って、議案第108号は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。35分、再開いたします。

午後 2時25分 休 憩

.....  
午後 2時33分 再 開

○議長（須藤正人君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

日程第20、議案第109号、平成23年度八峰町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

当局の説明を求めます。田村建設課長。

○建設課長（田村 博君） 議案第109号、平成23年度八峰町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明します。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,190万2,000円とする。

説明については5ページの方から説明します。

歳入6款1項1目繰越金です。前年度繰越金5万2,000円です。

歳出は6ページになります。1款1項1目一般管理費の今回の給与改定による給与の改正で5万2,000円の追加補正です。

以上です。

○議長(須藤正人君) これより議案第109号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第109号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 異議なしと認めます。従って、議案第109号は原案のとおり可決されました。

日程第21、議案第110号、平成23年度八峰町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

当局の説明を求めます。田村建設課長。

○建設課長(田村 博君) 議案第110号、平成23年度八峰町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)についてご説明します。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ235万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,234万2,000円とするものです。

説明については5ページの方をお願いいたします。

歳入4款1項1目繰越金です。前年度繰越金235万円の補正です。

それから歳出が6ページの方です。

1 款 2 項 1 目岩館地区施設管理費の需用費ですが、マンホールポンプ等の電話線が塩害によって修繕の補修箇所がありますので、その不足分を15万円の補正です。それと岩館地区の国道101号より東側の管の布設のしていない箇所がありまして、そこの住宅から下水道の要望が出されております。その設計委託料70万円と工事請負費150万円、合わせて235万円の補正です。

宜しく申し上げます。

- 議長（須藤正人君） これより議案第110号について質疑を行います。質疑ありませんか。10番佐藤克實君。
- 10番（佐藤克實君） これ、延長74mというのを、布設するその道路というか、あれは町有地になってるんですか。国道からの榎さんまでの配管。その隣の菊地さんという名前出てますけども、そこは下水道入ってるんですかね。
- 議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。田村建設課長。
- 建設課長（田村 博君） 布設の74m箇所については、赤道になってます。町道ではありません。隣接するお宅には下水道が設置、マンホールいってあります。
- 議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。5番門脇直樹君。
- 5番（門脇直樹君） 今、課長の説明で修繕料、塩害と言いましたが、漁業集落施設、この施設、度々塩害被害ありますよね。やはりあそこは場所的にいってもね、八森の中央処理施設も同等ですが、塩害は想定される場所ですよ。それが度々塩害による修繕、修理があるってことはね、設計や施工にミスがあったのか、どんなに手厚く丁寧にやってもしょうがない塩害というのもあると思うんですが、こう度々だとその辺どうなっていますかね。
- 議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。田村建設課長。
- 建設課長（田村 博君） 塩害防止等いろいろマンホールポンプ関係については、ケーブル管で保護管をやって、塩水が入らないようにやっているんですが、どうしても風の強いときの潮の巻き上げ、そういうのが入らないとは言えませんので、それによる塩害でそういう障害が出ているだろうと予想されております。
- 議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。
- （「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（須藤正人君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。
- これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第110号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 異議なしと認めます。従って、議案第110号は原案のとおり可決されました。

日程第22、議案第111号、平成23年度八峰町営診療所特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

当局の説明を求めます。佐々木福祉保健課長。

○福祉保健課長(佐々木充君) それでは議案第111号、平成23年度八峰町営診療所特別会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げます。

第1条の歳入歳出予算の補正です。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ125万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,394万6,000円とするものです。内容については5ページをお願いします。

2の歳入、4款繰越金1項繰越金1目の繰越金125万2,000円の減額です。今回は減額補正のためですね、前年度繰越金で調整するものです。

なお、平成22年からの繰越金は2,627万4,037円です。今回補正後がですね1,071万4,000円ということで、残額は1,556万円余りになります。

次のページ、歳出です。1款総務費1項施設管理費ですね。1目の一般管理費、同じく125万2,000円の減額です。2節、3節、4節、人件費関係減額なっておりますけれども、これは給与改定及び人事異動の関係で減ということなんです。それから7の賃金です。日々雇用賃金5万円補正させてもらってます。これはですね患者輸送のバスですね代替運転手の賃金が不足するということです。どういうことかといいますとですね、臨時職員ですけれども、バスの運転手が臨時職員として配置なってるんですけれども、その人方は2週間休みがあります。一年に2回。そのための賃金取っているんですけれどもそのための代替運転手の賃金取ってるんですけれども、前事務長、ちょっと体調を崩した関係で休んだ期間がありました。その時ですね、このバスの運転やっている方が内業の方も手伝っていると。その関係で本来のバスの運転する人を、何ていうんですか予定外に雇ったということで、トータル的にちょっと予算が不足するということで今回5万

円補正させてもらっています。それから11の需用費10万円です。これは修繕料の10万円ということで、これは主に本院のですねホームタンク、灯油なんですけれども、これが非常に錆びて危ないものですから、それを今回取り替えたいと。合わせてですね、10万円なんですけれども、ホームタンクそのものはそんなに、6万5千円ちょっとなんですけれども、それ以外、不測に何かあればということで今回10万円ということで補正計上させてもらってます。

以上です。宜しくお願いします。

○議長（須藤正人君） これより議案第111号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
9番山本優人君。

○9番（山本優人君） 共済費の組合負担金のことをちょっと聞きたいんですけれども、たまたまこの何だっけ診療所の関係では、人事異動の関係で減額なってるようですけど、一方で53ページの方の一般会計の方ではですね、共済費が900万円増えているわけですね。この900万円増える理由っていうのは、その負担率が増額したのかどうか、せっかく給料が下がってるにもかかわらず共済費が上がっているということはどういうことなのか説明してもらいたいと思います。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。田村総務課長。

○総務課長（田村 正君） ご説明する機会がございましたので説明をいたしましたが、実は12月の初めに法律改正がありまして、共済組合負担金が若干上がっております。その関係で、この共済組合の負担金が増えております。率にしますと一般の職員で1000分の5.5上がっております。その関係で共済組合の負担金だけは増えているということです。

宜しいでしょうか。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。9番山本優人君。

○9番（山本優人君） それの上がるっていうのは、この例えば議会に報告とか、審議とかがってということにはならない条項なんですか。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。田村総務課長。

○総務課長（田村 正君） 報告すべきでございました。今回の補正で説明しようと思いましたが、機会がございました。大変申し訳ございません。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第111号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。従って、議案第111号は原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全て終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

なお、次回の本会議は明日午前10時より開会し、一般質問を行います。

これにて散会いたします。ご苦労さまでございました。

---

午後 2時48分 散 会



署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 須藤 正 人

同 署名議員 11番 阿部 栄 悦

同 署名議員 12番 鈴木 一 彦

同 署名議員 13番 芦崎 達 美

